

# 「地域のヨーロッパ」の再検討（14）

— ドイツ・ネーデルラント国境地域に即して —

渡 辺 尚

## XII CE および EC/EU の地域政策

### (1) CE の（国境）地域政策

これまでのヨーロッパにおける地域概念の検討をふまえて、ここでCEおよびEC/EUの国境地域政策に眼を向けることにする。国境地域政策は地域政策の一部を成すので、前者に焦点をあてながら、後者を検討するやり方で作業を進める。地域政策一般だけでなく国境地域政策でもCEはEC/EUの先行者だった。そこでまず、CEの（国境）地域政策を検討する。

CEのマドリド協定（「枠組協定」：1981）および「ヨーロッパ空間秩序憲章」（1983）は、国境を挟む空間計画のためのヨーロッパ水準の最も重要な法的かつ現実的基盤となった。多くのCE加盟国がマドリド協定を応用して二国間、三国間協定を結び、その枠組で〈地域〉・地区水準の国境を挟む協力が進んだのである<sup>1)</sup>。

この両者とならんで重要なのが、1985年制定の「地区自治体のヨーロッパ憲章」である。この内容については前章で検討したので、これの制定にいたる過程をたどってみる。1957年CEにより「地区自治体のヨーロッパ会議」*European Conference of Local Authorities*が催された。これは1975年に「ヨーロッパ地区・〈地域〉公共団体会議」*Conference of Local and Regional Authorities of Europe* (CLRAE)に拡充し、1983年に常設会議となり、1993年に*Congress*と改称した。1975年にアイルランドのゴールウェイ *Galway*で、これによる「ヨーロッパ辺境地域公共団体大会」*Convention of Authorities of European Peripheral Regions*が開催された。国境地域も辺境地域に属するので、この年、国境地域がCEの視野のなかに入ってきたことになる。1978年のボルドー会議で〈地域〉の定義がくだされ、これは「各国内の最大の領域単位」*the largest territorial unit in each country*であり、「歴史的、文化的、地理的、経済的同質性 *homogeneousness* およびそのようなものとして存続する意志を具える一体性 *coherence* と個性 *a personality* によって特徴づけられる」とされた。1985年に閣僚理事会により承認された憲章 *charter* は協定 *convention* として法的効力を具え、2007年現在CE46加盟国のうち42カ国が批准している<sup>2)</sup>。

国境を挟む協力の開発と補助のための国家間協定は、すでに1960年代に始まっており、

さまざまな形態をとった。まず、「ヘルシングフォルス協定」*Abkommen von Helsingfors* (1962) が北ヨーロッパ諸国間の協力のための法的基盤を創りだした。つづいてフィンランド、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー間で結ばれた「北方協定」*Nordisches Abkommen* (1977) が、国境を越える地区間協力が各国内部の地区間協力と同等の規模と様式でおこなわれることが認められるべきであるとした。このような先行事例をうけて、全ヨーロッパ水準で一つの枠組を設けたのが、CEのいわゆるマドリド協定、「地域公共団体または地域当局間の国境を挟む協力にかかるヨーロッパ枠組協定」(1981)である。これは1999年末までに33カ国が署名し、2000年4月までに25カ国以上が批准した。

この「枠組協定」では地域公共団体の要望に合わせた国家間協定の5形態、および当該国の国情に合わせた一般的または推奨的性格をもつ枠組協定・条約の6形態が、標準として挙げられている。「枠組協定」は不十分ながらも、地区・〈地域〉公共団体間の公法にもとづく国境を挟む協力の強化のための法的基盤を創りだし、これを「応用」した国家間協定が、1990年代に相ついで結ばれた。すなわち、① BENELUX 条約 (1986 署名, 1991 発効), ② ドイツ・ネーデルラント間のアンホルト協定 (1991 署名, 1993 発効), ③ イタリア・オーストリア間のウィーン条約 (1993 署名, 1995 発効) およびローマ条約 (1993 署名, 1994 発効), ④ フランス、ドイツ、ルクセンブルク間の国境を挟む協力のためのカールスルーエ協定 (1996 署名, 1997 発効), フランス・スペイン間のバイヨンヌ協定 (1995 署名, 1997 発効) である。

なかでも、すでに *ERW* 分析のおりに論じた「ドイツ・ネーデルラント間協定」(正式には、「地域公共団体または地域当局および他の公法団体 *territoriale Gebietskörperschaften oder Behörden und andere öffentliche Einrichtungen* の間の国境を挟む協力のためのドイツ連邦共和国およびラント・ニーダーザクセンとラント・ノルトライン・ベストファーレンならびにネーデルラント王国の間の協定」) は、地域公共団体に国境を挟む水準において公法または私法にもとづく協定をむすぶことを可能にするものであり、〈地域〉・地区公共団体の国境を挟む協力への参加の最も発展した形を生みだした。この協定の眼目は、地域水準における四つの協力形態を可能にしたことにある。すなわち、① 〈地域〉・地区公共団体間で公法の枠組で協定を締結、② 一つの地区または〈地域〉の外国の他の地区・〈地域〉の名をもってする活動、③ 問題解決にいたるための討議の場として「共同作業体」*Arbeitsgemeinschaft* の設立。ただし、これは公的権限をもたない。④ 法人格をもつ公法上の目的組合の設立。これはその構成員の名でもって国境を挟む水準で活動する最も発展した協力形態となった。これを応用したのが *ERW* と *EDR* であることはすでに論じた。

ちなみに、この協定がドイツ・ネーデルラント国境沿いの *INTERREG* 計画の管理と実施のための個別の協定 (*Vereinbarung über das NL-NRW/Nds-INTERREG Programm der EU*) 締結のための枠組も提供した。この個別協定により、当該5エウレギオそれぞれの

*INTERREG I* の実施計画における管理組織と会計方式のための枠組が創りだされた。

他方で、BENELUX 協定 (1989) は、当該 3 ヶ国の地区公共団体の国境を挟む協力の遂行のための新しい法的可能性を生み出した。ただし、なんらの義務を伴うものではない。これには、地区間協力にかかるネーデルラント法にもとづく公法に則る法的自立性を具える組織、および法的に自立した組織を生みださない、行政協定にもとづく制限された協力、この二つの方式が想定されていた。

このほか、国が関与する地域間協定として、1996 年のドイツのノルトライン・ベストファーレンおよびラインラント・パルツ、ベルギーのドイツ語共同体およびレジョン・ワロンヌ、この 4 者間にアンホルト協定に相当する協定が結ばれた<sup>3)</sup>。

ちなみに CE の空間計画相会議 (CEMAT: *Conférence Européenne des ministres de aménagement territoire*) での 20 年以上にわたる検討の結果、1983 年に「ヨーロッパ空間計画憲章」が制定され、これ以降「空間計画」(regional/spacial planning, aménagement du territoire, Raumordnung) は経済・社会・文化・環境政策の空間面にかかる表現とされてきた。この定義がきわめて広いために、当時の CE 加盟国 22 ヶ国が妥協することができた。とはいえ、「空間計画」または「空間開発」の概念の解釈には今日なお大きい隔たりがあり、そのため、1994 年以後 EU 加盟国は中立的でより解りやすい概念として、「空間開発政策」*Raumentwicklungspolitik* を政策用語として使うことで一致したという<sup>4)</sup>。

このほか、国境を挟む協力のために二国間、三国間協定にもとづく政府間委員会がある。すなわち、CE が 1970 年に開催した第一回ヨーロッパ空間計画相会議の勧告にもとづいて設置された「空間計画政府間委員会」*Intergovernmental commission to develop regional planning* である。これはベネルクス間 (1969)、ベルギー・ドイツ間 (1971)、スイス・ドイツ間 (1973)、オーストリア・ドイツ間 (1974)、ネーデルラント・ドイツ間 (1976) と、1970 年代半ばまでとくにドイツ国境沿いにつぎつぎに設置された。政府間委員会の基本目的は空間計画の分野における国境を挟む改善にある。これにくわえて、政府間委員会は空間計画にかかわる、またはその結果から影響をうける他の諸計画分野も手がけるようになった。それは、公的任務にかかる国境の両側の土地利用計画、地域経済開発、環境保護、交通基盤および公共交通制度、教育、水、廃棄物等にかかる公共サービス・施設である。

ただし、この委員会の権限は勧告にとどまるため影響力がかぎられており、とりわけ多国間にまたがる広域協力を助成する *INTERREG IIC* (1997~1999) と *INTERREG IIIB* (2000~2006) によってさらにその影響力をそがれた<sup>5)</sup>。

くわえて、特定分野の協力のための特別組織を形成する政府間協定がある。事例として以下が挙げられる。①共通の自然公園の設置、運営のための委員会の形成 (ルクセンブルク・ドイツ [1964]; ドイツ・ベルギー [1971]; ドイツ・ネーデルラント [1976]), ②自然災害発生時の相互救助協力 (ドイツ・フランス [1977]; ベルギー・ドイツ [1980]; ベルギー・

## 「地域のヨーロッパ」の再検討 (14)

フランス [1981] : ベルギー・ネーデルラント [年不詳], ③ライン河環境保護 (フランス・ドイツ・スイス・ルクセンブルク・ネーデルラント [1977]), ④ジュネーブ湖環境保護 (フランス・スイス [1980]), ⑤原子力発電所にかかる, また国境地域における災害予防のための相互情報交換と協議 (ドイツ・フランス [1981]; スイス・フランス [1979])。

このほか特別の企画の管理のために, 同格ならざる公共団体間に協定がむすばれる事例として, つぎの二つが挙げられている。①ザオア川水力発電所経営に関するルクセンブルクとラインラント・パルツ間の協定 (1958), ②ライン河漁業にかかるスイスとバーデン・ビュルテンベルク間の協定 (1977)。

総じて, 〈地域〉・地区公共団体の国際協定への参加の現実的可能性は, 当該国の法的, 行政的枠組によりきわめて多様である。西北ヨーロッパ諸国では, これらがそれぞれの権限において国境を挟む協定をむすぶことが法律上みとめられているが, 国の監督のもとにあり, ドイツでは邦が拒否権をもっている<sup>6)</sup>。

## (2) EC/EU の地域政策—構造基金 *Structural Funds*

EC/EU は地域政策を構造政策 *structural policy* と呼ぶが, これまでその理由が明確にしめされることがなかった。各水準の地域がそれぞれ直面する諸問題を, 「国内問題」ではなく「構造問題」として捉えることが EC/EU の政策介入を正当化する根拠になっているはずである。それでは, 地域が直面する問題の構造性とはなにか。おそらく, 各国の地域政策では足りず EC/EU による補完を必要とするほど困難な課題, という含意であろう。しかし, それは一種の循環論法というべきものであるまいか。EC/EU の地域政策の検討には, 補完性原則適用の妥当性ととも、この構造性観念の曖昧さを念頭に置いてあたる必要がある。

EC/EU の地域政策が CE のそれと異なる点は, なによりも前者がその実施のための強力な財政手段, 「連合基金」*Union funds* を具えていることである。これは各種「構造基金」*Structural Funds* およびその他の財政手段から成る。これは 1987 年 7 月発効の単一ヨーロッパ議定書で初めて EC 条約上の根拠をえた。第 18 編「経済的・社会的結束」(第 130a~e 条)の「全般的に調和のとれた発展を促進するために, EC はその経済的・社会的結束 *cohesion* の強化をもたらす行動を立案し, 実施するものとする。とくに, EC は, 各地域の発展水準の格差と最貧地域の後進性とを減らすことを目指すものとする。」(第 130a 条)という一般規定は, その後の EC 条約改正のたびに精緻化され, 現行リスボン条約では EU 運営条約第 18 編「経済的, 社会的, 領域的結束」(第 174~178 条)の規定となっている<sup>7)</sup>。地域間格差を縮小する政策の必要性の認識が, EC/EU の地域政策の正当性の根拠とされているのである。しかし, ここにも問題がひそんでいる。

地域間格差は相対的概念であり, これはまたとりわけ競争政策による EC 市場統合の結果でもある。域内競争激化により劣位に追いやられた地域に対する補助金政策は, 競争政策の

負の効果を補正する一方で、競争政策と目的相反の関係にも立ちかねない。この二様の政策効果をどのように整合させるかは、けっして容易な課題でない。これとは別に、EC/EU 地域政策が地域間格差の縮小に事実どれほど寄与したか、という政策効果の検証も課題であろう。さらにまた、EC/EU の地域政策と各加盟国の地域政策との関係も、とりわけ補完性原則の観点から問題となろう。Weise が指摘するように、なぜ貧しい国が豊かな国の困難地域を、EU 予算の分担金を通して補助しなければならないのかという疑問が、検討を進めるにあたりつねにつきまとう<sup>8)</sup>。

しかも、EC/EU 地域政策にかかる問題状況は、2004~2007 年に中・東ヨーロッパ 12 カ国が集団加盟したことにより一変した。ヨーロッパの東西の歴史構造の深みに根ざす新旧加盟国間の経済水準の開きは、旧加盟国間の開きと格段の相違がある。これを見こして、EC/EU の東方拡大に備えて策定された新戦略 *Agenda 2000* により、EC/EU の地域政策は大きく転換し、国境地域政策も重点を東部外部国境に移しかえた。とはいえ、本稿は EC/EU 原加盟国であるドイツ・ネーデルラント両国間の国境地域に固有の問題に焦点を当てており、これに直接、間接にかかわるかぎりの EC/EU (国境) 地域政策を対象とするので、空間的に西部内部国境を、時期的に 2000 年代初までを主な対象として限定する。

EC/EU の地域政策は構造基金に具体化されているので、この制度と機能を明らかにすることが本節の目的である。そのため、EC/EU 地域政策立法のコメンタールの性格を具える Evans に主として拠りながら、以下、分析を進めることにする<sup>9)</sup>。なお、マーストリヒト条約発効の 1993 年より前については EC、以後については EC/EU と表記する。

構造基金は当初、「ヨーロッパ社会基金」*European Social Fund* (ESF, 1960)、「ヨーロッパ農業指導・保証基金」*European Agricultural Guidance and Guarantee Fund* (EAGGF, 1962) の「指導部門」*Guidance Section*、「ヨーロッパ地域開発基金」*European Regional Development Fund* (ERDF, 1975) の 3 種であり、1990 年代に入って「漁業指導のための財政手段」*Financial Instrument for Fisheries Guidance* (FIFG, 1999) がくわわった。EEC 発足後間もなく 1960 年代前半に設置された ESF と EAGGF は、ともに補助対象地域を限定しない EEC 横断的基金であり、対象地域を限定する本来の地域政策は ERDF によって初めて形をえたのである。2000 年代までに構造基金のなかで最大の比率を占めるにいたったのはほかならぬ ERDF であり、国境地域に対する補助政策、INTERREG も、この基金の枠組みで策定されることになった<sup>10)</sup>。

創設時の ERDF 予算は EC 予算の 5% 未満だったが、2000 年までに EU 予算の 1/3 を占めるにいたり、構造基金と結束基金 *Cohesion Fund* (スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド 4 カ国むけ) とを合わせた「構造対策」*structural operation* は、EU 予算の第二の支出項目となった<sup>11)</sup>。そこで以下、ERDF に焦点をあて、ここから INTERREG 計画が生まれ、展開する過程をさぐることにする。

(i) ヨーロッパ地域開発基金 *ERDF*

① 1975～1988

1975年のEEC条約第235条にもとづく閣僚理事会の決定によるEC規則 *regulation* (以下、「規則」と表記)により *ERDF*が設置されるまで、ECは地域政策を各加盟国の政策課題として、自己の政策体系のなかに入れていなかった。EEC参加6カ国の構成地域のなかで例外的な後進地域である南イタリアに対しては、1962年に始まる *EAGGF*による農業分野の構造問題への補助金で対応していた<sup>12)</sup>。*ERDF*の設置は、農業生産構造の特性のゆえに共通農業政策 *CAP*の恩恵に与らないイギリスに対する「補償」として行われたもので、政治的妥協の産物にはかならない<sup>13)</sup>。

1975年の「規則」は、補助金が国別割当により配分されると規定した。それはEC加盟国を「出し手」と「受け手」に二分しないという政治的配慮が働いたからである。そのため、地域的困難の程度に関りなく全加盟国にある程度の補助金が保証されたのであり、その利用は各国の地域政策の裁量に任せられることになった<sup>14)</sup>。

しかし、国別割当が地域間格差の縮小に役立たないことが判り、1984年国別配分に上限と下限を設ける許容幅 *range* 制度に切りかえられた。これは、全加盟国に最小限度の *ERDF* 援助が保証されることでもある。下限の総額は1985年の「規則」で88.63%、したがってヨーロッパ委員会の自由裁量分は11.37%となった<sup>15)</sup>。1975年から1988年まで、*ERDF* 予算はECのGNPの0.09%を占めるにすぎず、93%が個別企画に向けられ、80%以上が社会基盤投資のための個別企画向けであった<sup>16)</sup>。補助金の対象範囲はこのほか生産的投資および内発的發展 *endogenous development* にかかるものとされた<sup>17)</sup>。

補助の内容は、ヨーロッパ投資銀行 *FIB* からの借入れの利子補給、各企画 *project* への部分的資金補助であった。さらに、「共同体地域開発特別措置」*specific Community regional development measures*、「共同体の利益に適う加盟国総合計画」*national programmes of Community interest*、「共同体総合計画」*Community programmes* などの形態をとることもあった。この間に、ヨーロッパ委員会は個別「企画」よりも「総合計画立案」*programming*の補助を優先する方向を打ちだした。後者は、相互に関連する一連の諸企画に対して複数年にわたり補助をおこなうものである。しかし実際には、個別企画支援が補助の支配的形態でありつづけ、総合計画への補助は1986年に *ERDF* 補助金総額の7.7%にとどまった。

「共同体地域開発特別措置」は、一次産品価格の高騰により経済危機に直面している地域が増え、*ERDF* 補助対象の多様化が迫られた状況のもとで、1979年の「規則」により打ちだされた。これにより産業の再構築と転換の問題に直面している地域、すなわち先進国の先進地域も補助対象となるにいたった。これは急性の「構造危機」に対応するもので、後の目的2の先駆けとなるものであった。注目されるべきは、この種の危機地域に国境地域も含まれていることである。この「規則」の採用にあたり、閣僚理事会は不利な条件下にある地域

の国境問題の解決のための支援を、当該複数国が共同して要請するならばこれに応える意思を表明した<sup>18)</sup>。CE より数年遅れて 1970 年代末に、国境地域がようやく EC の視野にも入ってきたのである。国境地域が、開発の遅れた農村地域でなく先進工業地域であるがゆえに政策対象として認識されるにいたった事情は、すでに分析したドイツ・ネーデルラント国境地域の 4 エウレギオの事例から理解できることである。

「共同体総合計画」は 1984 年の「規則」で規定され、しかも基金運営において優先事項となった。これにもとづき、1986 年に通信サービスの十分な供給のための *Star* 総合計画およびエネルギー問題に直面する地域向けの *Valoren* 総合計画が、1988 年に鉄鋼地域向けの *Resider* 総合計画および造船地帯向けの *Renaval* 総合計画が、それぞれ策定された<sup>19)</sup>。

## ② 1989～1993

1993 年までに *ERDF* は構造基金のなかで最大規模に拡大した。同年、構造基金は EU 予算の 1/4 を占め、その半額が *ERDF* に配分された<sup>20)</sup>。他方で、この期間に構造基金制度に大きな改革がもたらされた。すなわち、1988 年、第一ドゥロール包括協定により構造基金にかかる「規則」が制定され、4 原則が導入された。それは、1. 集中原則、2. 総合計画立案 *programming*、3. 対等協力原則 *partnership*、4. 追加原則 *additionality* であり、現在にいたるまでこれらが構造基金の基本条件となっている。

集中原則とは補助金対象を 6 の優先目的にしぼることであり、これはいったん 7 まで増えたあと、3 に集約された。諸目的の一覧は、表 XII-1 のようになる。

目的 1 は、発展が遅れている地域の開発と構造改革の促進である。1988 年の「規則」および 1993 年の改正「規則」でも、目的 1 地域は NUTS II 水準で、直近 3 年間の GDP/人が

表 XII-1 構造基金目的

	1994～1999				2000～2006			
	ERDF	ESF	EAGGF	FIFG	ERDF	ESF	EAGGF	FIFG
1 最貧地域	ERDF	ESF	EAGGF	FIFG	ERDF	ESF	EAGGF	FIFG
2 工業衰退地域	ERDF	ESF			ERDF	ESF		FIFG
3 長期高失業率		ESF				ESF		
4 再職業訓練		ESF						
5a 農業構造改善			EAGGF	FIFG				
5b 農村地域	ERDF	ESF	EAGGF					
6 過疎地域	ERDF	ESF	EAGGF	FIFG				

注：(1) EAGGF はすべて「指導」guidance 部門。

(2) 2000～2006 期に目的 1 が 6 を統合、目的 2 が 5b を統合、目的 3 が 4 を統合。

(3) 2007～2013 期に目的 1 が「収斂」、目的 2 が「競争」、目的 3 が「地域間協力」に変更。

出所：Bollen 他 (2000)、20、35 ページ；AGEG (2008)、72-77 ページ。

#### 「地域のヨーロッパ」の再検討（14）

EC 平均の 75% 未満とされた<sup>21)</sup>。この目的 1 は予算のなかで最大項目となった。目的 1 地域は EC 人口の 21.7% の範囲に適用され、1989～1993 年期の全構造基金予算の 69.6% が目的 1 地域に割りあてられた<sup>22)</sup>。

目的 2 の適格地域とされたのは、つぎの 3 条件を満たす NUTS III 水準地域である。すなわち、1. 過去 3 年間の平均失業率が EC 平均より大、2. 全雇用における工業雇用の比率が EC 平均と等しいか、1975 年以降一度でも上まわる、3. 1975 年と較べて工業雇用が目に見えて落ちこんでいること、以上である<sup>23)</sup>。1993 年の改正では、産業変動と生産システム変動とによる深刻な失業にくわえて、荒廃した工場地区の再開発問題をかかえる都市域 *urban area* および漁業の再構築の社会・経済的打撃をうける工業地区または都市域も適格地域となり、国境地域もこれに加えられた<sup>24)</sup>。目的 2 適格地域の選定にあたり、加盟国が当該地域を提示して委員会と交渉する手続きをふむので、EC 委員会の役割が減少した。そのため適格地域が増えたという<sup>25)</sup>。1988 年の「規則」では目的 2 のための補助は、EC 人口のうち目的 1 地域以外の EC 人口の 15% に適用された。さらに 1993 年の修正により、EC 人口の 15% に縮小された<sup>26)</sup>。

目的 5b は、1988 年の「規則」で、農村地区の構造調整 *structural adjustment* の助成により、農村開発の促進を目ざすことになった。これが 1993 年の「規則」改正で、農村地区の開発 *development* と構造調整とを助成することになった<sup>27)</sup>。当初、目的 5b 地域はヨーロッパ委員会により選定され、対象地域は NUTS III 以下でもよかった。以下の 3 条件をすべて満たすことを必要とする。1. 全雇用における農業雇用の高い比率、2. 農業収入の低水準、3. GDP/人で計った社会経済的発展の低水準。このほか、以下 5 基準の一つ以上をみたく農業地域への補助も可とされた。1. 人口希薄またはいちじるしい人口減少、2. EC の社会経済的中心地から辺境に位置、3. CAP による農業発展から不利を被っていること、4. 環境や田園地帯 *countryside* にかかる負荷、5. 山岳地域または不利な地域としての位置づけ。以上は質的規定であり当局の自由裁量の余地を残していた<sup>28)</sup>。ともあれ、農業・辺境地域で観光に地域再生の活路を見出そうとしているエウレジオ内の各地も、この条件に該当することになる。目的 5b は EC 人口 5% に適用され、予算の 3.5% が割りあてられた。かくて構造基金の 82% が以上 3 目的に集中した<sup>29)</sup>。

1988 年の「規則」で、目的 1, 2, 5b に対し、5 年間にわたり目安として ERDF 資金の 85% を各加盟国への割当分とした。目的 2 補助金の大半はイギリス、スペイン、フランスに割りあてられ、目的 5b 補助金の大部分がフランスと西ドイツに割りあてられた<sup>30)</sup>。

総合計画立案とは、各種補助金の投入効果を上げるために、多年度統合プログラムの策定を必須条件としたことである。この手続きは次のような三段階をふむ。まず、当該国から各目的に対応する地域開発計画が提出される。次いで、ヨーロッパ委員会と当該国との交渉の結果、開発戦略、重点目標、補助期間、補助金比率などを盛りこんだ協定「共同体支援大綱



計画」*Community Support Framework* (CSF) がむすばれる。最後に、これを具体化した一連の「実施計画」*Operational Programmes* が、両者間の交渉により確定する<sup>31)</sup>。

この三段階手続きは時間と手間がかかりすぎるという各国からの批判をうけて、1993年の「規則」改正で、三段階を二段階に縮めることが可能になった。すなわち、各目的に対応する加盟国からの地域開発計画の提出をうけて、共同体支援大綱と実施計画とを一つにまとめた「単一総合計画立案書」*Single Programming Document* (SPD) を決定するものである。しかし、立案過程の時間費用の削減方式についてはそれぞれ一長一短があるので、ヨーロッパ委員会が SPD 方式をとるか否かを決定する権限を与えられた。総じて、SPD 方式は、比較的わずかな目的 1 補助金をうける国に適用された。逆にいわゆる「結束四ヶ国」には三段階方式が適用された<sup>32)</sup>。

対等協力原則のもとで、ヨーロッパ委員会、加盟国、〈地域〉・地区各水準間の対等な協力を目ざすことになり、くわえて経済的・社会的諸集団も計画立案に直接関与することができるようになった<sup>33)</sup>。

追加原則のもとで、構造基金からの補助金は各国の地域政策の代替でなく補完であることが明示され、当該国に同時支出が義務づけられた<sup>34)</sup>。目的 1 対象地域に対する EC 補助金は企画総費用の 50～75%、他の目的に対しては 25～50% とされた<sup>35)</sup>。

### ③ 1994～1999

この期間は構造基金の補助対象が 7 目的に拡散した。このうち目的 1, 2, 5b, 6 が対象を一定の適格基準を満たす地域または地域の一部に限定するのに対して、目的 3, 4, 5a は全域横断的な性格をもつものであった。

1993 年の「規則」で、補助分野は引きつづき社会基盤投資、生産的投資、内発的発展の 3 分野とされた。社会基盤投資は、とりわけ目的 1 地域に対して広範囲の投資を支援し、交通、通信、エネルギー分野における汎ヨーロッパ網 *Trans-European Networks* (TEN) の形成や発展に寄与する投資、くわえて教育・保健分野における構造改善投資の支援もふくまれる。目的 2 地域では、工業衰退に打撃を受けている地域の再生にかかる社会基盤投資を支援する。目的 5b 地域では、通信基盤をふくむ非農業部門での雇用創出を生む経済活動に直接に結びつく社会基盤投資も支援対象になった。内発的発展補助は、当該地域の自力発展の可能性を掘りおこすための対策を支援した。これは、地元主導の開発と中小企業の活動を刺激・支援する諸措置をいう。このほか、研究・技術分野における投資や環境保護を目ざす投資も補助対象となった。

補助形式は、無償補助、有償補助、利子補給、信用保証、株式保有、ベンチャーキャピタル保有等であった<sup>36)</sup>。

1992 年 12 月の第二ドゥローロール包括協定 (1993～1999) で、EU 財源の上限が EU の GNP

#### 「地域のヨーロッパ」の再検討（14）

（1999）の1.27%とされ、構造基金には0.4%強が配分されることになった<sup>37)</sup>。1993年の「規則」で目的1の適格基準は1999年まで据えおかれ、全EU人口の26.6%に適用されることになった<sup>38)</sup>。

1995年のフィンランド、スウェーデン、オーストリアの加盟に備えて、1993年に目的6が設定された。これは人口密度8人/km<sup>2</sup>以下の地域を対象にするもので、目的1の規定が準用されることになった<sup>39)</sup>。

1994～1999年構造基金予算の68%が目的1地域に割りあてられ、これをふくむ4種の地域割当目的（1, 2, 5b, 6）に84%以上が配分された。目的1地域はEU人口の26.6%を占めた。前期（1989～1993）の21.7%より5ポイントの増額である。4目的対象地域の人口はEU人口の51%となった<sup>40)</sup>。バイゼによれば全補助対象地域にEU人口の52.2%、目的1地域に26.6%、目的2地域に16.4%、目的5b地域に8.8%、目的6地域に0.4%、という配分であった<sup>41)</sup>。1999年に構造基金はEC予算の約35%を占めるにいたり、EC経済政策のCAPとならぶ支柱となったのである<sup>42)</sup>。

当期の改革で見のがせないのは、1999年にヨーロッパ委員会のもとに4小委員会が設けられたことである。「共同体主導政策」は「目的」に従っておこなわれる補助よりも、ヨーロッパ委員会が大きな裁量権を具えている<sup>43)</sup>。したがって、小委員会の設置はEC委員会の任務の支援のためだけでなく、後者の裁量権を制約するためのものでもあった。すなわち、地域開発・転換小委員会、農業構造・農村開発小委員会、漁業・水産業構造小委員会、ESF委員会である。最後を除く3委員会は、諮問委員会としてだけでなく運営委員会としても機能した。なかでも重要な地域開発・転換小委員会は、加盟国代表から成り、ヨーロッパ委員会代表が議長を務める。EIBは投票権のない代表を指名する。ヨーロッパ委員会が法規の実施にあたる時は、小委員会は運営委員会として機能した。すなわち、INTERREGおよびURBANにかかるガイドライン、ERDFにかかわるときは各種の新規事業のためのガイドラインの作成にあたった。目的2に適格な地域一覧表を確定または修正、目的1, 2のもとでの「単一総合計画立案書」にふくまれる「共同体支援大綱計画」およびこれに対応する情報、ERDFからの補助にあたり技術的支援措置の種別、このほかすべての共同体主導政策と新規事業にかかる諸問題、以上を討議するとき、小委員会は諮問委員会として行動した<sup>44)</sup>。

#### ④ 2000～2006

1999年に閣僚理事会により採択された*Agenda 2000*により、当期もEU自主財源の上限はEUのGNPの1.27%に据えおかれた。構造基金の集中原則を徹底するために、目的の数が7から3に、共同体主導政策の数が14から4に整理された。また、地域限定を受ける諸目的の適用人口を、2006年までにEU人口の51%から約35～40%に減らすことになった。

目的 1 には 4 構造基金すべてがかかわり、目的 2 には *ERDF*、*ESF*、*FIFG* の 3 基金がかかわり、目的 3 には *ESF* のみがかかわる。

1999 年の「規則」によれば、*ERDF* は目的 1 および目的 2 に対応するものとされた。目的 1 は「発展が遅れている地域の開発と構造改革の促進」、目的 2 は「構造的困難に直面している地区の経済的・社会的転換の支援」と、それぞれ新たに規定し直され、目的 5b は目的 2 に統合され、目的 6 は目的 1 に統合された<sup>45)</sup>。*ESF* は目的 3 に対応し、これは「教育、職業訓練、雇用の政策と制度の適応と現代化の支援」である。*EAGGF* の指導部門は目的 1 にかかる行動を支援する。*FIFG* は目的 1 にかかわり、目的 1 地域の外部の漁業部門の構造改革も支援するとされた<sup>46)</sup>。

構造基金の当期予算は、69.7% を目的 1 に、11.5% を目的 2 に、12.3% を目的 3 に配分した。よって構造基金の支出総額の 80% 以上を *ERDF* が占めるにいった<sup>47)</sup>。

目的 1 の対象地域は従来通り NUTS II 地域で、GDP/人が 1999 年直近の過去 3 年間の購買力平価で測定した EC 平均の 75% 未満の地域を適格とした。委員会は 75% 基準を厳格に適用することにより、目的 1 地域の範囲の EU 人口に占める比率を 25% から 20% に減らそうと努めたが、資金運用においてこの基準は守られなかった<sup>48)</sup>。

目的 2 地域は、社会・経済的転換による構造問題に直面しているだけでなく、その人口、面積が十分に大きくなければならないことが要件として附けくわえられた。対象となるのは、とくに工業・サービス部門の社会・経済的衰退地区、衰退農村地区、困難に直面する都市域、漁業依存の不況地区である。工業・サービス地区は NUTS III 水準であり、以下の 3 基準を満たすものとする。すなわち、1. 過去 3 年間の平均失業率が EU 平均を上まわること、2. 総雇用に占める工業雇用の比率が 1985 年以降のいずれかの年に EU 平均を上まわること、3. 前記の年と比較して工業雇用が目に見えて減少していること、以上である。農村地区も NUTS III 水準を対象とし、以下の 2 基準を満たすものとする。すなわち、1. 人口密度が 100 人/km<sup>2</sup> 未満であるか、総雇用に占める農業雇用の比率が 1985 年以降のいずれかの年に EU 平均の 2 倍以上であること、2. 過去 3 年間の平均失業率が EU 平均を上回るか、1985 年以降人口が減少していること、以上である。この両種の地区は各加盟国の目的 2 適格人口の少なくとも 50% を占めることとされた。

「都市域」は次の 4 基準の少なくとも一つを満たす人口稠密地区を意味する。すなわち、1. 長期失業率が EU 平均を上回ること、2. 居住条件をふくむ劣悪な貧困水準、3. とくに、破壊された環境、3. 高い犯罪・非行発生率、4. 住民の教育水準の低さ、以上である。

漁業依存地区は次の 2 基準を満たすものとする。すなわち、1. 総雇用に占める漁業雇用比率がいちじるしく高いこと、2. 漁業部門の雇用をいちじるしく減らす漁業の再構築のために、構造的、社会・経済的問題が発生していること、以上である。

他にも、次の 3 条件の一つに当てはまり、その人口または面積が十分に大きい地区も補助

対象となった。1. 工業地区に隣接して社会・経済的衰退に向かう地区、社会・経済的衰退に向かう地区、目的1の対象地域に隣接する農村地区、2. 高齢化、または農業労働人口の減少から生ずる社会・経済的諸問題をかかえる農村地区、3. 農業、工業、サービス部門における一つ以上の業種で進行中の、または計画されている再構築から発生する深刻な構造問題または高水準の失業に直面しているか脅かされている地区、以上である。ヨーロッパ委員会は目的1、2 適格人口比率をEU人口の51% から35~40% に、また、目的2 適格人口比率を18% 以下に、すなわち工業地区を10% 以下、農村地区を5% 以下、都市域を2% 以下、漁村を1% 以下にそれぞれ減らそうとしていた。ただし、目的2 適格人口の最大減少幅は1999年の目的2 および5b 適用人口の3分の1を超えてはならないという安全網が設けられた<sup>49)</sup>。

なお、農業構造の現代化を狙う旧目的5は、CAPの対象となり、構造基金の補助対象から外された<sup>50)</sup>。

新しい目的3は従来の目的3、4を統合し、教育、職業訓練、雇用にかかる政策とシステムの適応と現代化を支援することになった。目的1 適格地域は、目的3による補助を同時に受けることができないとされた。当期、構造基金の補助金の69.7% が目的1に、11.5% が目的2に、12.3% が目的3に配分された<sup>51)</sup>。

## (ii) その他の構造基金

### ① ESF

ここで、他の構造基金についても一瞥しておこう。1988年の「規則」により、ESFのために目的3、4が創設された。目的3「長期失業を減らすこと」、目的4「若者の就職を容易にすること」の両者とも対象地域を限定せず、EC域一円に適用された。最も多額の補助がイギリス、次いでイタリア、西ドイツ、フランスに配分された<sup>52)</sup>。

1993年の「規則」改正により、目的3は「長期失業を減らし、若者や失業の危機にさらされている人たちに就業機会を増やすこと」とされ、各加盟国ですでに実施されている政策を支援することになった。目的4は「両性の労働者の、産業構造と生産システムとの変化への適応を容易ならしめること」とされた。目的3、4の補助金総額の少なくとも80%が目的3に割りあてられ、目的3補助金の35%が若者の就業支援に向けられた。国別では最多の補助金がイギリスとフランスに配分された。1999年の「規則」改正により、目的4は目的3に統合された。目的3 適格地域は、目的1 地域以外とされた<sup>53)</sup>。

ESFから最も多額の補助金を得ていたのがイギリスであることは、注目されるべきである。FSFの現実的効果は、できの良い職業訓練生をその技能を必要とする繁栄地域への移住に誘うことになり、その結果、地域でなく国水準の発展が促進されることになる。したがって、ESFの実績は、結末のために必要とされる地域間平等よりも、各加盟国内部の労働

市場 [開放] 政策を支援する効果をもつことになろうと、エバンズは批判している<sup>54)</sup>。

## ② EAGGF 指導部門

1962年にEAGGFが設置された後、1964年にEAGGFに構造政策的指導部門 *Guidance Section* が加えられた。しかし実際に動きだしたのは1970年代初にいたってからである<sup>55)</sup>。

当初、目的5aはCAP改革の枠組みで農業構造の調整を速め、農村地域の発展を促進することを目的とし、これは指導部門の管轄範囲であった。1999年の「規則」改正により、目的5a, bが廃止され、指導部門からの補助は目的1に限定された<sup>56)</sup>。

## (iii) 構造基金の評価

現行のEU運営条約第176条はERDFを次のように規定している。「ERDFの任務は、後発地区 *rückständige Gebiete* の開発と構造的適応および衰退に瀕した工業地区 *Industriegebiete* の転換に関与することにより、連合における最も深刻な地域格差の縮小に寄与することである。」<sup>57)</sup> 目的1はNUTS II、目的2はNUTS III水準地域を対象にするので、いずれにしても *Gebiet (area)* は〈地域〉ではなく地区である。その地域特性はもっぱら一定の指標により捉えられた現状の経済的困難または危機的状況に求められ、固有の歴史的一体性を具えているか否かという関心は弱い。このような一面的問題関心から発動される空間政策を、はたして地域政策と呼べるのかという疑問が生じて当然である。ところが、論者の批判的検討は目的設定そのものに向けられず、EC/EU地域政策が所期の目的に照らしてどれほど実効をもたらしたか、という短・中期的政策効果の検証に向けられているようにみえる。このことの問題性をすこし立ちいって検討する。

まずエバンズは、以下のように批判している。構造基金政策が結束の強化を理念に掲げながら、実際には補助対象地域の適格性が結束政策よりも競争政策の観点から問われている。また、いったん加盟国に補助金が割りあてられると、それが結束に有効に使われているか否かに関心が払われない。当該地域の発展に適合すると言えないにも拘わらず、多くの補助金が物理的・社会基盤整備に投入されている生産的投資も、地域不均衡を減らすための有効な手段にかならずしもなりえない。そのためには、むしろ内発的成長を援ける諸方策こそ有効なのだが、これへの補助金は比較的少額にとどまっている、と<sup>58)</sup>。

また、次のようにも言う。構造基金の約30%が社会基盤に、約30%が職業訓練に向けられた。これは、競争政策上の要請と総じて一致する。EU補助金は社会基盤整備と職業訓練に集中する結果となっており、それは受け手の国に選好される傾向があるがゆえに、である。すなわち、補助金の投入分野は総じて加盟国主導の優先順位により決定される。しかし、かかる補助金は弱い地域の発展をかならずしも助けるものではない。社会基盤、とりわけ交通基盤の改善は、外部の生産者に当該地域を市場として開放することになり、地元の生産者は

あまり恩典に浴さないであろう。職業訓練は、新しい技能を身につけた者を、これらの技能を必要とするより発展した地域への移住に誘うであろう。その結果、かかる補助金は国民経済的発展を支援しがちで、地域間格差よりも加盟国間格差を減らすことになろう、と<sup>59)</sup>。

EU 補助金の特定産業部門への集中も、資源の効率的利用の助成にかならずしも向いていない。たとえ補助金がそれを可能にするにしても、先進地域が補助金を効率的に獲得し、利用する能力を最もよく具えているため、地域間格差をむしろ拡げる結果となろう。したがって、(地域を特定しない)「水平的」*horizontal* な対策の成果が、ときに結束を妨げる効果を生むことが避けられない、と<sup>60)</sup>。

*TEN* に対してもかれは批判的である。1990 年の「規則」は 1993 年の統合輸送市場の完成を展望して、輸送基盤分野における行動計画のための 3 年計画を策定した。その際、ヨーロッパ委員会は辺境地域を共同体の輸送網に組み入れることが、補助金政策の最優先課題であると主張した。しかし、この補助金により現実には地域格差が増大する可能性を排除できない。主要地域間結合が強化され、辺境地域がさらに辺境化される恐れがあるからだ、と<sup>61)</sup>。

エバンズと逆にバイゼは、構造基金補助は地域間格差でなく、GDP/人基準の加盟国間格差の縮小に集中されるべきであると、繰り返して主張している<sup>62)</sup>。また、*Agenda 2000* で目的の数が大幅に減ったとはいえ、多くの補助対象分野が減らないまま形式的に少数目的に束ねられただけであり、最重要の目的 1 と *INTERREG* への資金集中もさして高まらなかったと批判している<sup>63)</sup>。かれはまた、補助対象分野として社会基盤、人的資本、企業構造現代化に、同時に重点が置かれるべきだとして、エバンズとの違いを見せる。共同体主導政策の発動では補完性原則の抵触が認められるという、興味深い指摘もおこなっている<sup>64)</sup>。

バイゼについて軽視できないのは、地域的構造政策の基準となる「地域」概念について、ドイツの「労働市場地域」*Arbeitsmarktregion* が有用であろうと提唱していることである。これは現行のドイツ連邦共和国基本法の第 91a 条「共同任務」*Gemeinschaftsaufgabe* の規定にもとづく「地域的経済構造改善のための共同任務に関する法律」*Gesetz über die Gemeinschaftsaufgaben zur Verbesserung der regionalen Wirtschaftsstruktur* (1969.10 制定。*Bund* と *Land* は地域的経済振興に関する共同の大綱計画立案を義務づけられ、*Bund* は各 *Land* 支出の半額を負担しなければならない)<sup>65)</sup> が適用されている「地域労働局管区」を指すと思われる。もっとも、これは現状ではドイツに独自の制度なので EU 全域に適用することができず、行政水準にもとづく NUTS 分類の利用がやむをえない便法であるとも、かれは述べている<sup>66)</sup>。

この点でいえば、経済地域概念として、労働局管区よりも商工会議所管区の方が適合しているであろう。これはドイツをはじめ強制加入制をとる諸国で、国土を隙間なく、かつ重なることなく網羅しており、地域的・歴史的一体性を労働局管区よりもはるかに強く具え、し

かも各種基礎統計資料も整っているからである。EU 加盟国すべてが強制加入制でないとはいえ、行政区域とならぶ経済地域制度として長い歴史をもつ商工会議所管区を、地域概念の分析の鍵として活用することが、今後の一つの課題であろう。

### (3) EC/EU の国境地域政策

#### (i) INTERREG 以前

前述のように、EC/EU の地域政策が策定されたのは 1975 年だが、実は国境地域政策への関心はこれよりかなり早くヨーロッパ議会で生まれていた。1960 年にヨーロッパ議会は、EEC の補助が「国境沿い、または辺境の地域」*regions of a frontier or peripheral character* に集中するべきであるとの決議をおこなっているからである。しかし、この間に地域関心が拡散し、1966 年のヨーロッパ議会の決議は、優先的に補助対象とされるべき地域として、1. 辺境地域、2. 困難に直面している地域、3. 域内国境沿い地域、4. 西ドイツとイタリアの東部国境沿い地域、以上四つを挙げている。同時にヨーロッパ議会はまた、補助金が EEC 全域に向けられるべきだとも主張しており、首尾一貫していない。ともあれ、国境地域が内部国境地域も外部国境地域もひとしなみに「辺境」として捉えられ、これに対する政策関心が EEC/EC 水準ですでに 1960 年代に生まれていたことは、留意されるべきであろう<sup>67)</sup>。

他方で、1969 年のヨーロッパ委員会の提案は、緊急補助を要する地域として次の四つを挙げている。すなわち、1. とりわけ農業が支配的なために未開発の地域、2. 主たる産業の構造変動のゆえに衰退に向かう地域、3. 構造的失業に苦しんでいる地域、4. 加盟国間の協力がとくに必要な「国境地域」*border regions*、以上である。とくに 4. について EC のやるべきことは、国境地域に対する各加盟国の政策協調を図ることであるという。しかし、地域問題を各国に任せる方針を当時まだ変えなかった閣僚理事会は、この委員会提案を採用しなかった<sup>68)</sup>。

前述のようによろやく 1975 年に *ERDF* が設置された後、1977 年、ヨーロッパ委員会は低開発地域および産業衰退地域に対する支援は各国に任せられるべきだとしても、「地域的打撃を受けた地区」*regional impact areas* および国境地区 *frontier areas* は本来的に各国よりも EC による支援を必要としていると主張した。よって、補助金は前者にかかる「国別割当部分」（これは各国の政策の補完であって、EC による代替ではない）と後者にかかる「非割当部分」とに分けられるべきであるとした。これにもとづき、1979 年の「規則」で補助金が「割当措置」と「非割当措置」とに二分されたが、後者、「共同体地域開発特別措置」は補助金の 5% を占めるだけであった。ともあれ、よろやく 1970 年代末に、閣僚理事会もまた国境地域を EC 固有の政策対象にふくめるに立場をとるにいたったことになる。

1981 年にヨーロッパ委員会は国別割当ての代わりに地域割当の導入を提案したが、閣僚理事会の容れるところとならず、結局妥協策として前述のように 1984 年の「規則」で、国

別割当に上限と下限を設ける (range 制) ことになった。下限の総計は 1985 年の「規則」で 88.6% とされ、EC 委員会の自由裁量部分は 11.37% にとどまった。とはいえ、共同体地域開発特別措置の割当が 1977 年と較べて 11% に倍増し、EC 固有の地域政策対象として国境地域がしだいにその重みを増してきたことは、注目されるべきである<sup>69)</sup>。

以上の、1980 年代後半のドゥローレ改革にいたるまでの EEC/EC 地域政策における国境地域の位置づけを振りかえると、EC の三政策機関、委員会、理事会、議会それぞれの立場にずれがあり、とくに議会・委員会と理事会との間に認識の違いが当初から生まれていたことが浮かびあがる。政策執行機関としての委員会は、議会の援護射撃を受けながら早くから国境地域を EEC/EC 固有の地域政策の主要対象とみなしてきた。これに対して、立法機関である閣僚理事会は加盟国間の国益調整のための協議の場であり、隣接する加盟国の利害状況が複雑に絡みあう国境地域の問題を、意図的に棚上げしてきたようにみえる。しかしその閣僚理事会もまた、ドゥローレ改革に先だつ 1970 年代末までに国境地域を EC 固有の政策対象とみなすようになったことを確認できた。それはなぜなのか。これを考えるとき、内部国境地域もまた一様でないことにまず眼を向ける必要があるだろう。1970 年代の石油危機は、これ以前すでに進行していた世界経済の構造変動を加速し、その結果、国境地域に低開発の辺境だけではなく、危機に直面している中核部の鉱工業地域も含まれることを浮かびあがらせた。低開発の農村地域 (貧しい地域) と産業構造転換に直面する鉱工業地域 (豊かな地域) と、二様の内部国境地域があるとの現実認識が、EC 理事会の国境地域への政策的関心を呼びおこしたとみることができよう。その結果、「豊かな国」から「貧しい国」への補助 (目的 1) だけでなく、「貧しい国」から「豊かな国」への補助 (目的 2) という逆向きの地域政策の可能性が、ドゥローレ改革における目的 2 の設定によって生みだされたのである。

## (ii) INTERREG

1993 年の「規則」により、少なからぬ「共同体主導政策」*Community initiative* が策定され、ERDF 予算の 1.9% がこれに充てられることになった。予算の制約のために、適用対象は目的 1, 2, 5b 地域以外の地域とされた。共同体主導政策はヨーロッパ委員会により策定され、加盟国に提案される。その数は 14 にのぼり、それは以下のようなものであった。1. 海外領土を対象とする *REGIS II*, 2. 農村地域総合開発のための *LEADER*, 3. 都市域再生のための *URBAN*, 4. 国境地域を対象とする *INTERREG*, 5. 鉄鋼地域にかかる *RE-SIDER II*, 6. 炭鉱業地域を対象にする *RECHAR II*, 7. 繊維産業地域を対象にする *RE-TEX*, 8. 漁業地域を対象にする *PESCA*, 9. 防衛産業地域を対象にする *KONVER*, 10. 高度の情報通信網への接続を図る *TÉLÉMATIQUE*, 11. 研究、開発、革新能力を高めるための *STRIDE*, 12. 単一市場完成と内部競争激化への企業の適応を図る *PRISMA*, 13. 中小企業を対象にする *SME*, 14. 地域開発と環境保護との調和を図る *ENVIREG*。



このうち *INTERREG* は EU 内・外部国境地域における地域間協力にかかるもので、国民経済圏および EU 経済圏における相対的孤立性から生ずる、固有の地域開発問題の解決を支援する。また、内部国境を越える協力組織の創設と展開を助成することを目的とする。場合によってはこれらの組織を EU 規模の組織に組みこみ、内部市場の完成に資することも目的とする。また、外部国境地域を単一共同市場の境界としての新しい役割に適応できるように支援し、外部市場地域と第三国との協力のための新しい機会を活かす<sup>70)</sup>。

*INTERREG* は第一期 (1990~1993)、第二期 (1994~1999)、第三期 (2000~2006) と期を重ね、第四期以後も 7 年を 1 期として現在にいたっている。第三期までについては、すでに引用した *Praktisches Handbuch* に詳述されているので、以下、主としてこれに拠りながら検討を進める。

まず、国境を越える協力には以下の 3 形態がある。

1. 国境を挟む協力 *cross-border co-operation (grenzübergreifende Zusammenarbeit)* : 国境を挟んで隣接する〈地域〉・地区公共団体間の、全住民の全生活領域に適用される協力。長い伝統をもつ既存の協力団体を具え、*AGEG* の枠組みで組織化される。
2. 数カ国にまたがる協力 *transnational co-operation (transnationale Zusammenarbeit)* : 特定の分野 (たとえば空間計画) における、共通性を具えた広域にわたる国家間協力 (場合によれば〈地域〉も参加)。協力団体形成は事後的におこなわれる。国際組織 (CE, Nordischer Rat, CRPM 等) の枠組で組織化の動きがみられる。これは 1997 年に *INTERREG IIC* として始まった。この枠組で、七つの「全般的総合計画」と二つの「洪水と旱魃を防止するための計画」(*INTERREG Rhein-Maas-Aktivitäten-IRMA* およびフランス / イタリア) が実施された。このほかに、空間秩序の広域的实施計画のための四つの先行企画 (北方辺境域, 地中海西部, アルプス東部, 地中海東南部) が策定され、*INTERREG B III* (2000~2006) の枠組で拡充, 続行された。
3. 国境を越える隔地間協力 *interregional co-operation (interregionale Zusammenarbeit)* : 多くは特別の分野における特定の関係者による〈地域〉・地区公共団体間の協力。団体は未結成。とりわけ *ARE* または *CRPM* の枠組みで組織化<sup>71)</sup>。

1999 年の「規則」により、共同体主導政策が 14 から 4 に減った。当初ヨーロッパ委員会は 3 に絞ることを提案したが、ヨーロッパ議会の強い圧力が働いて、閣僚理事会が第四の追加を認め<sup>72)</sup>、4 共同体主導政策に全構造基金の 5.35% を充てることになった。すなわち、1. EC 全域の調和と均衡のとれた持続的発展の促進を目的とする *INTERREG*, 2. 持続可能な都市開発を促進するために、危機に瀕した都市と隣接区域の経済的・社会的再生を支援する *URBAN*, 3. 農村開発を支援する *LEADER*, 4. 労働市場におけるあらゆる差別と不平等と戦うための新しい手段を提供する広域的協力 *EQUAL*, 以上である。このうち最重要視されたのが *INTERREG* で、全構造基金の少なくとも 2.5% がこれに割当てられ、とりわ

け、EU 拡大の見通しのもとで加盟候補国と長い国境線で接する現加盟国のために、国境を越える活動に主な政策関心が向けられた。

なお、共同体主導政策の枠組で承認された計画は、目的 1 または 2 の対象外の地区も含みうる。*INTERREG* と *URBAN* は *ERDF*、*LEADER* は *EAGGF* の指導部門、*EQUAL* は *ESF* から、それぞれ資金が充当されることになった<sup>73)</sup>。

以上から、1999 年には共同体主導政策による補助金の 47% が *INTERREG* に割当てられることになり、国境地域政策が EC 固有の地域政策の最重点となるにいたった。

バイゼはこれをつぎのように評価している。*INTERREG* が共同体主導政策補助金の半分を得ることになったのは、ヨーロッパ統合という本来の課題と結びつく開発問題に向きあうものであり、構造基金のなかで争う余地のない一重点分野となった、と<sup>74)</sup>。

他方でかれは、共同体主導政策においてヨーロッパ委員会がラントの頭ごしに地域と接触することに、ラントが苦情を述べていると、興味深い指摘をしている<sup>75)</sup>。EC/EU の国境地域政策がラントの主権を侵害しかねないとラントが警戒心を強めていることが窺われる。

*AGEG* も *INTERREG* が構造基金の枠組のなかで最大規模の共同体主導政策となる拡充過程を次のように述べている。1989/90 年のいくつかの先行企画のあと 1990 年から EC は *INTERREG* を策定し、これに 1993/94 年 *PHARE CBC* が続いた。両者は 1990 年代に著しく増大し、2000~2006 年は大規模総合計画が補助を受けるようになった。2007~2013 年はわけても *EGTC* (後出) が広範にして、政治的、経済的に重要な総合計画への道を開いた。結束政策全予算の 2.52% が *INTERREG* 配分となり、総額は 58 億 € から 77.5 億 € に増大した。国境を挟む協力には 74%、広域協力には 21%、隔地間協力には 5% という配分比率で、加盟国の自己負担率は 50~75% から 75~85% に引きあげられた<sup>76)</sup>。

*INTERREG I* (1990~1993) では 31 の実施計画 *Operationelle Programme* が認可された。10.82 億 € の EC 補助金が交通・通信、環境、企業、観光、農村振興、職業訓練の 6 分野の企画に投入された。*INTERREG II* (1994~1999) では 3 分野に分かれ、そのうち、IIA (国境を挟む協力) には 25.62 億 € が 59 実施計画 (35 内部国境地域、24 外部国境地域) に対して投じられた。IIB (隔地間協力) では、エネルギー供給網 (旧 *REGEN* 共同体主導政策) 完成に 5.5 億 € が投じられた。IIC (広域協力) は空間計画等の分野における国家間協力に対して期中に導入され、4.13 億 € が投じられた。第二期の 12 加盟国に対する EU 補助金の配分は表 XII-2 のようになる。

*INTERREG III* (2000~2006) は、2000 年のヨーロッパ委員会のガイドラインにより、以下のような措置 *Ausrichtung* として再規定され、48.75 億 € の補助金が投入された。

措置 A は、*INTERREG I, IIA* を継ぐ国境を挟む協力。持続可能な空間開発のための共同戦略により、国境を挟む経済・社会中心地の開発のために隣接当局間の国境を挟む協力を目的とする。措置 A は最も古い国境を越える協力形態であり、*INTERREG III* 補助金の

表 XII-2 INTERREG 補助金の地域配分 億 €

	目的 1・6 地域	他の目的地域	合計
内部国境	10.65 (63.9) 57.3	6 (36.0) 85.1	16.65
外部国境	7.95 (88.3) 42.7	1.05 (11.7) 14.9	9
合計	18.6	7.05	25.65

注：上段カッコ内は地域別比率，下段は国境別比率。

出所：Praktisches Handbuch, A 39 ページ。

50～80% が配分される。例外を除き，措置 A の計画は措置 B および措置 C と重ならない。措置 A の基本要件は INTERREG I, IIA をほぼ受けついでおり，補助対象地域も INTERREG II 地域とほぼ変わらない。従来どおり NUTS III 水準地域に適用される。

措置 B は，国家間協力。INTERREG IIC を拡充。共同体における持続的可能な，調和と均衡のとれた発展のためのヨーロッパ諸地域の広域的結束のもとで，より強い地域的統合 *territoriale Integration* を推進するための国，〈地域〉，地区当局間の広域的協力，ならびに加盟候補国および他の近隣諸国とのよりよい地域的統合を目的とする。他の 2 措置への補助金の残余が措置 B に充てられる。

措置 C は，隔地間協力。これはこれまで RECITE, ECOS-Overture の対象となった国境を越える協力分野の拡充にも対応する。とりわけ発展の遅れた地域および構造改革のさなかにある諸地域で，協力による地域開発と結束を目的とする政策と手段との効率改善のための隔地間協力を目的とする。措置 C には補助金の 6% が配分された。

INTERREG III の 3 措置すべてに共通の一般原則は，1. 共通の国境を挟む，または多国間の共同の戦略・開発計画，2. 対等協力関係 *Partnerschaft* と「下からの」起動。3. 「中央の」構造基金との補充性 *Komplementarität*，4. 共同体主導政策の実施のためにより統合された準備，5. とりわけ統合拡大の見通しのもとで，INTERREG III と他の政策諸手段との効率的な協調，以上 5 点であった<sup>77)</sup>。

INTERREG IV (2007～2013) では結束政策に全予算の 2.52%，77.5 億 € が配分され，措置 A に 74%，措置 B に 21%，措置 C に 5% が配分された。措置 B, C への配分比率が前期と逆転しており，広域協力がいっそう重視されるようになったことが判る。

措置 A の原則は，地区・〈地域〉問題の解決およびとりわけ海上国境に沿う戦略的企画の実施で，その重点補助項目は以下のとおりである。

1. 企業家活動と中小企業。国境を挟む商取引，観光，文化
2. 環境保護，自然災害・産業事故予防
3. 都市・農村地区関係の改善

「地域のヨーロッパ」の再検討 (14)

4. 交通網への接続の改善
5. 情報・通信網
6. 水・廃棄物・エネルギー管理体制
7. 保健、文化・教育基盤の共同利用
8. 司法・行政当局間の協力の改善
9. 国境を挟む労働市場措置、地元主導の雇用政策
10. 両性平等・機会均等を高めるための主導的対策
11. 再教育計画と社会的同化のための措置
12. 人的資源の共同利用ための措置

措置 B の原則は、研究や計画構想よりも当該全域に重要な具体的、戦略的企画の重視にあり、13 計画地域が選定された。この重点目的は以下の通りである。

1. 技術革新、研究・技術、科学・技術ネットワーク
2. 環境・水管理、エネルギーの効率利用、海岸安全を含む危険防止
3. 交通・通信サービス網への接続の改善およびこのサービスの質の改善
4. 持続的都市成長

条件は国境を挟む協力と同じである。

措置 C の原則は、経験の交換および地域政策形成の改善のための優良実践にあり、目的 1 (convergence)、目的 2 (competition)、目的 3 (territorial co-operation) の総合計画が適用される。とくに目的 3 の枠組で重視される項目は次のとおりである。

1. 技術革新、知識経済、環境、危険予防に重点を置く隔地間協力計画
2. 都市再生に関する経験交換のための枠組計画 (URBACT)
3. 発展傾向の研究、データ収集、観測と分析。小規模開発空間企画 (ESPON)
4. 国境を挟む計画管理の最良実践例の選定、続行、普及 (INTERACT)<sup>78)</sup>

AGEG は国境地域政策の拡充を評価する一方で、次のように指摘することも忘れていない。「残念なことに、国境地域支援計画の進展につれて多くの国境を挟む組織が、なによりも EU からの補助金を得るために（とりわけ・中・東ヨーロッパにおいて）設立されたことは否むべくもない」、と<sup>79)</sup>。

(iii) EGTC

2006 年の「規則」による「地域間協力のためのヨーロッパ団体の形成」*European grouping of territorial cooperation* (EGTC) は、EC として地域間協力のための団体形成の法的基盤を初めて創りだしたものである。これは、1981 年の CE の「枠組協定」に相当するものと言ってよからう。この基本原則は次のとおりである。

1. 自由意志にもとづく設立

2. 加盟国は国境を挟む総合計画の管理を一つの *EGTC* に委任することができる
3. 地区・〈地域〉水準の協力者同士は、一つの *EGTC* の枠組で国境を挟む企画を実施しうる
4. 国境を挟む協力のために、他の既存の手段を引きつづき利用しうる
5. *EGTC* をいったん採用したならば、全面的に「規則」にしたがう

「規則」は *EGTC* の構成、設立、法人格の取得、適用可能な法規、監督、任務と機関、財政、義務、解散等を規定し、構成員を〈地域〉・地区公共団体、公法上の機関およびこれらによって構成される組織としており、少なくとも 2 ヶ国から構成員が出る必要があるとされる。

*EGTC* の機能は以下のとおりである。

1. 構成員から委託された任務の遂行
2. 規定された任務にもとづく行動
3. 活動は結束分野に限定される
4. おもに地域間協力のための総合計画の実施
5. 地域間協力のための企画 (ERDF, ESF, CF)
6. EU 補助金による協力のための他の諸措置
7. EU 補助金を受けない協力のための他の諸措置
8. *EGTC* の任務を単一の構成員に委任できる

以上のような *EGTC* に対して、AGEG は次のように評価している。これが今後、国境を挟む EU による支援計画に広く利用されるか疑わしい。これまで *INTERREG* の枠組で EC/EU とそのつど協定を結びながら活動してきた者は、この形式を利用しつづけてやろうとするだろう。また、隔地間・広域での協力においても *EGTC* はあまり利用されず、これまでの協定にもとづく方式を改善しながら続けることになる。なぜなら、*EGTC* は固定所在地、共同財政、国による監督等のために法的装置として「重すぎる」からだ、と<sup>80)</sup>。

EU が国境を越える協力のための統一的な法的基盤を整備したことは、新しい制度的可能性を生みだしはした。とはいえ、とくに国による厳しい規制は、*EUREGIO* 発足時から培われてきたエウレギオの自助、自治の原則となじまないものがあるというのが、AGEG の評価であろう。それは、国境地域における「下から」の動きに、国・邦当局が統治権の侵害に備えて警戒を怠らないことを示唆するものでもある。

#### (4) ヨーロッパ国境地域協会

##### (i) *AGEG* の成立と組織

これまで、CE および EC/EU の地域政策を国境地域政策に焦点をあてて検討してきた。ここで、地域政策主体としての CE、EC/EU および国、邦と各エウレギオとの間にある中間

組織に眼を向ける。地域利益を高める目的を掲げる中間組織は少なくないが、本稿の関心からしてわけても重要なのが、エウレギオおよび類似団体により組織された「ヨーロッパ国境地域協会」AGEGである。そこで、当協会の組織と活動に眼を向ける。注61)で挙げた、EUREGIO 成立 50 周年を記念して 2008 年に出版された AGEG 編の回顧と展望に拠りながら、AGEG の軌跡をたどることにする。

当協会の成立過程は 1965 年までさかのぼる。この年バーゼルで開かれた「レギオ計画者国際会議」で、「国境地域組合」結成の構想が生まれた。これが実現したのが、1971 年 6 月アンホルトで発足した 10 の国境地域による「ヨーロッパ国境地域常設会議」*Ständige Konferenz Europäischer Grenzregionen* である。これが「ヨーロッパ国境地域協会」AGEG と称することになり、初代会長に就いたのが、かのアルフレド・モーゼル (Alfred Mozer) であった<sup>81)</sup>。

1977 年に制定された AGEG の定款の内容は以下のようなものである。

AGEG はグローナオの EUREGIO 内に事務局を置く登録社団 *eingetragener Verein* である。AGEG の目的は以下のとおりである。

1. ヨーロッパ国境地域・国境を挟む地域に固有な問題、機会、課題、活動を洗いだすこと
2. これらの地域の全体利益を国および国際機構の議会、組織、官署、施設に対して代表すること
3. これらの地域の全ヨーロッパ規模での協力を触発し、支援し、調整すること
4. 国境を越える問題と機会の多様性から生ずる共通の利益を確定し、調和させ、解決方法を提供するために、経験と情報を交換すること

AGEG の任務は以下のとおりである。

1. 総合計画、企画を実施し、資金を申請し、受け入れ、使用すること
2. 国境を越える諸問題に対する諸行事を開催すること
3. 国境を越える諸問題の解決に協力し、これらに向かう特別の諸活動を支援すること
4. 共同行動を準備し、実施すること
5. EC/EU および CE との密接な協調のもとに、「ヨーロッパ国境地域・国境を挟む地域のためのセンター」となること
6. 国境を越える諸問題に関して、ヨーロッパの政界と世論に情報を提供すること

AGEG 加盟資格は以下のとおりである。

1. 投票権をもつ正会員は、EC/EU または CE の加盟国のヨーロッパ国境地域・国境を挟む地域および複数の国にまたがる国境地域の広域的結合体。ただしこれらの地域がすべて個別に AGEG に加盟しているときを除く
2. 投票権をもたない会員は、その代表権限が不明確なために 2 年間オブザーバーの地位

にとどまる国境地域・国境を挟む地域および *AGEG* のために特別の功績がある名誉会員

3. 投票権をもたない諮問会員は、国境を越える協力の分野で活動している自然人、団体、施設および機関

*AGEG* の収入は会員分担金および各国政府やヨーロッパ委員会等からの補助金である。

*AGEG* の機関は、会員総会、理事会、事務総長である。会員総会は最高意思決定機関であり、会長と理事会を選出し、会員の受入れと除名を決定し、会費を決定する。理事会の任期は2年で、会長、第一副会長、3名以上の他の副会長、会計担当理事、国境地域・国境を挟む地域の代表として少なくとも20名の会員から成る。理事会は、*AGEG* の基本的立場の表明、ヨーロッパおよび諸国の施設、組織、団体との協力における権限をもつ。理事会はまた事務総長を任命する。

会長は *AGEG* の最高代表者であり、外部に向かって *AGEG* を代表し、実施権限と代表権をもつ事務総長の同意のもとに、諸決定をおこなう。

*AGEG* は諸委員会を設置することができる。ヨーロッパの政治組織、諸団体、社会的に重要な諸団体の代表者が顧問として、これに属する。全ヨーロッパからの学術専門家が協力する特別の「国境を越える協力のための審議会」は、国境を越える協力のすべての問題において *AGEG* に助言し、解決案を答申することを任務とする<sup>82)</sup>。

以上の定款の概観から、*AGEG* が国境地域・国境を挟む地域を組織して相互協力を図る一方で、その共通の利益を各国政府ならびに CE および EC/EU に対して代表し、立法措置を働きかけ、補助金獲得を狙う利益集団として、また、これらの国境地域政策の策定に協力する立案助言者としても機能する、多機能団体であることが判る。CE および EC/EU の地域政策は上からの一方的な政策発動ではなく、諸エウレギオを組織化した *AGEG* からの働きかけを受け、またその協力に負っていることが浮かびあがる。その *AGEG* の初代会長にモーゼルが就いたことは、この分野においてもかれがはたした主導的役割を窺わせるものである。また、*AGEG* が事務局を *EUREGIO* の事務局内に置いたことは、ドイツ・ネーデルラント国境地帯でエウレギオ設立を先導した *EUREGIO* が、30年後には全ヨーロッパ国境地帯に広がったエウレギオのなかで規範的地位を確立したことを意味する。

ここで、2007 時点の *AGEG* に加盟するエウレギオ（ユーロリージョン）一覧を表 XII-3 に掲げておく。

## (ii) *AGEG* と CE

1960年代まで空間秩序（計画）と国境を挟む協力の分野では、EC でなく CE が先行者の役割を演じたことはすでに述べた。*AGEG* は当初より CE との関係を強め、1977年に原始定款を制定したあと、1979年に CE の正式オブザーバーとなった。

表 XII-3 国境地域および国境を挟む地域

---

I 北ヨーロッパおよびバルト海域

---

- 1 Øresundkomiteen (DK/SE)
- 2 Kattegatt-Skagerrak (DK/NO/SE)
- 3 Värmland-Hedmark-Akershus-Østfold (SE/NO)
- 4 Gränskommittén Østfold-Bohuslän/Dalsland (NO/SE)
- 5 Mittnorden (FI/NO/SE)
- 6 MittSkandia (NO/SE)
- 7 Kvarkenrådet (FI/SE)
- 8 Nordkalottenrådet (FI/NO/SE)
- 9 Tornedalsrådet-Bothnian Arc (FI/NO/SE)
- 10 Euregio Karelia (FI/RU)
- 11 South-East Finland-Russia (FI/RU)
- 12 Estonian-Finnish 3 + 3 Cooperation (EE/FI)
- 13 Euregio Helsinki-Tallinn (FI/EE)
- 14 Skärgårdssamarbete (FI/SE)
- 15 Peipsi Transboundary Cooperation (EE/RU)
- 16 Euregio “Puskov-Livonia” (EE/LV/RU)
- 17 Euroregion Bartuva (LT/LV)
- 18 Euroregion Country of Lakes (BY/LT/LV)
- 19 Euroregion Saule (LT/LV/RU)
- 20 Euroregion Baltic (DK/LT/PL/RU/SE)
- 21 Euroregion Lina-Lawa (PL/RU)
- 22 Euroregion Šešupė (LT/PL/RU)
- 23 Euroregion Nemunas (BY/LT/PL/RU)
- 24 Euroregion Pomerania (DE/PL/SE)
- 25 Sjaelland-Ostholstein-Lübeck (DK/DE)
- 26 Region Sønderjylland-Schleswig (DK/DE)

II 中・東部ヨーロッパ

---

- 27 Euroregion Puszcz Białowieska (BY/PL)
- 28 Euroregion Bug (BY/PL/UA)
- 29 Polnisch-Deutscher Verbund “Bez granic -ohne Grenzen” (DE/PL)
- 30 Euroregion PRO EUROPA VIADRINA (DE/PL)
- 31 Euroregion Spree-Neiße-Bober-Sprewa-Nysa-Bóbr (DE/PL)
- 32 Euroregion Neiße-Nisa-Nysa (DE/CZ/PL)
- 33 Euroregion Glacensis (CZ/PL)
- 34 Euroregion Praděd-Pradziad (CZ/PL)
- 35 Euroregion Silesia (CZ/PL)
- 36 Euroregion Těšínské Slezsko-Śląsk Cieszyński (CZ/PL)
- 37 Euroregion ELBE/LABE (DE/CZ)
- 38 Euroregion Erzgebirge-Krušnohoří (DE/CZ)
- 39 EUREGIO EGRENSIS (CZ/DE)



- 40 Euregio Bayerischer Wald-Šumava-Mühlviertel (DE/CZ/AT)
- 41 Euregio Silva Nortika (AT/CZ)
- 42 Euroregion Weinviertel-Jižni-Morava-Záhorie (AT/CZ/SK)
- 43 Euroregion Bilé-Biele Karpaty (CZ/SK)
- 44 Euroregion Beskidy-Beskydy (PL/CZ/SK)
- 45 Euroregion Tatry (PL/SK)
- 46 Euroregion Dnepr (BY/RU/UA)
- 47 Euroregion Slobozhanschina (RU/UA)

### III 西北ヨーロッパ

---

- 48 North West Region Cross Border Group (IE/UK)
- 49 Irish Central Border Area Network (IE/UK)
- 50 East Border Region Committee (IE/UK)
- 51 Ireland -Wales Crossborder Cooperation (IE/UK)
- 52 Kent/Sussex-Nord Pas de Calais/Picardie (UK/FR)
- 53 Lille Eurométropole franco-belge (FR/BE)
- 54 Euregio Scheldemond (BE/NL)
- 55 Euregio Benelux Middengebied (BE/NL)
- 56 Ems Dollart Region - EDR (DE/NL)
- 57 EUREGIO (DE/NL)
- 58 Euregio Rhein-Waal (DE/NL)
- 59 euregio rhein-maas-nord (DE/NL)
- 60 Euregio Maas-Rhein (BE/DE/NL)
- 61 EuRegio SaarLorLux + (DE/FR/LU)
- 62 Région Alsace (FR)
- 63 REGIO PAMINA (DE/FR)
- 64 RegioTriRhena (CH/DE/FR)
- 65 Regionalverband Südlicher Oberrhein (DE)
- 66 Conférence Transjurassienne (CH/FR)
- 67 Comité régional franco-genevois-Canton de Genève-Région Rhône-Alpes (CH/FR)
- 68 Conseil du Léman-Ain-Haute-Savoie-Vaud-Valais-Genève (CH/FR)

### IV アルプス・ドーナウ地域

---

- 69 Conférence des Alpes franco-italiennes (CAFI) (FR/IT)
- 70 Conférence des Hautes Vallées (FR/IT)
- 71 Espace Mont-Blanc (CH/FR/IT)
- 72 Conseil Valais-Vallée d'Aoste du Grand St. Bernard (CH/IT)
- 73 Regio Sempione (CH/IT)
- 74 Regio Insubrica (CH/IT)
- 75 Hoahrheinkommission (CH/DE)
- 76 Regionalverband Hoahrhein-Bodensee (DE)
- 77 EUREGIO via salina (AT/DE)
- 78 Euregio Zugspitze-Wetterstein-Karwendel (DE/AT)
- 79 Euregio Inntal (AT/DE)

「地域のヨーロッパ」の再検討 (14)

- 80 EuRegio Salzburg-Berchtesgadener Land-Traunstein (AT/DE)
- 81 Inn-Salzach-Euregio (AT/DE)
- 82 Europaregion Tirol-Südtirol/Alto Adige-Trentino (AT/IT)
- 83 Autonome Provinz Bozen-Südtirol (IT)
- 84 Autonome Provinz Trient (IT)
- 85 Region Trentino-Südtirol (IT)
- 86 Regione Veneto (IT)
- 87 Regione Friuli-Venezia-Giulia (IT)
- 88 Slovenia (SI)
- 89 ARGE Kärnten-Slowenien (AT/SI)
- 90 Euregio Steiermark-Slowenien (AT/SI)
- 91 Slovenian-Hungarian Crossborder Development Council (SI/HU)
- 92 EuRegio West/Nyugat Pannonia (AT/HU)
- 93 Euroregion Podunajský Trojspolok (HU/SI)
- 94 Euroregion Vagus-Danubius-Ipolia (HU/SK)
- 95 Euroregion Ister-Granum (HU/SK)
- 96 Ipeľ-Ipoly Euroregion (SK/HU)
- 97 Euroregion Neogradiensis (HU/SK)
- 98 Euroregion Slaná-Rimava (HU/SK)
- 99 Euroregion Kras (SK/HU)
- 100 Euroregion Košice-Miskolc Zemplén (SK/HU)
- 101 Hajdu-Bihar – Bihar Euroregion (HU/RO)
- 102 Euroregion DKMT (HU/RO/SRB)
- 103 Euroregion Drina-Sava-Majeвица (BA/HR/SRB)
- 104 Euroregion Danube-Drava-Sava (BA/HR/HU)
- 105 Euroregion Mura-Drava (HR/HU)
- 106 Euroregion Middle Danube-Iron Gates + Euroregion Danube 21 (BG/RO/SRB)
- 107 Euroregion Nashava (BG/SRB)
- 108 Euroregion Danube-South (BG/RO)
- 109 Euroregion Rousse Giurgiu (BG/RO)
- 110 Euroregion Danubius (BG/RO)
- 111 Interior Danube Euroregion (BG/RO)
- 112 Euroregion Lower Danube (MD/RO/UA)
- 113 Euroregion Siret-Prut-Nistru (MD/RO)
- 114 Euroregion Upper Prut (MD/RO/UA)

Ⅴ 西南ヨーロッパ

---

- 115 Corse-Sardegna (FR/IT)
- 116 Corse-Toscana (FR/IT)
- 117 Sicilia-Malta (IT/MT)
- 118 Pyrenees Mediterranean Euroregion (ES/F)
- 119 Catalunya (ES)
- 120 Andorra (AD)
- 121 Languedoc-Roussillon (FR)

- 122 Midi-Pyrénées (FR)
- 123 Aragón (ES)
- 124 Navarra (ES)
- 125 Aquitaine (FR)
- 126 Pais-Vasco/Euskadi (ES)
- 127 Galicia-Norte (ES/PT)
- 128 Castilla y León-Norte (ES/PT)
- 129 Castilla y León-Centro (ES/PT)
- 130 Extremadura-Centro (ES/PT)
- 131 Extremadura-Alentejo (ES/PT)
- 132 Andalucía-Algarve-Alentejo Euroregion (ES/PT)
- 133 Andalucía-Gibraltar-Marocco (ES/UK/MA)

#### VI 東南ヨーロッパ

---

- 134 Puglia-Ionian islands-Epyros-Albania (IT/GR/AL)
- 135 Epyros-South-Albania (GR/AL)
- 136 West Macedonia-Albania-FYROM (GR/AL/MK)
- 137 Central Macedonia-FYROM (GR/MK)
- 138 Euroregion Belasica (BG/GR/MK)
- 139 Euroregion Morava-Pcinija-Struma (BG/MK/SPB)
- 140 Euroregion Stymon-Strouma (GR/BG)
- 141 Euroregion Nestos-Mesta (GR/BG)
- 142 Euroregion Rhodopi (BG/GR)
- 143 East Macedonia-Thrace (GR)
- 144 Euroregion Polis-TrakiaKent-RAM Trakia (GR/TR/BG)
- 145 Euroregion Evros-Maritsa-Meric (GR/TR/BG)
- 146 Vorio Egeo-Turkey (GR/TR)
- 147 Notio Egeo-Turkey (GR/TR)
- 148 Cyprus-Crete (CY/GR)

注：国名略号は、原則としてアルファベット 2 字の組合せによる EU 方式にしたがう。

出所：AGEG (2008), 附図 Crossborder Cooperation Areas 2007. なお, 同書本文 (46~50 ページ) に広域協力組織をふくむエウレギオの成立順 (1958~2007) の一覧が表示されているが, 総数は 131 で附図と一致しない。

#### 表 XII-4 国境を越える広域協力

---

- 1 Nordisk Ministerraad (DK/FI/IS/NO/SE)
- 2 BEAC - Barents Euro-Arctic Council (FI/NO/RU/SE)
- 3 SEUPB - Special EU Programmes Body (IE/UK)
- 4 Neue Hanse Interregio (DE/NL)
- 5 Großregion SaarLorLux-Rheinland-Pfalz-Wallonien (BE/DE/FR/LU)
- 6 Oberrheinkonferenz (CH/DE/FR)
- 7 Communauté de Travail des Pyrénées (AD/ES/FR)
- 8 COTRAO - Communauté de Travail des Alpes Occidentales (CH/FR/IT)

「地域のヨーロッパ」の再検討 (14)

- 9 Internationale Bodenseekonferenz (IBK) (AT/CH/DE/IT)
- 10 Arbeitsgemeinschaft Alpenländer (AT/CH/DE/IT)
- 11 Arbeitsgemeinschaft Alpen-Adria (AT/HR/HU/IT/SI)
- 12 Adriatic Euroregion (AL/BA/HR/IT/MTN/SI)
- 13 Arbeitsgemeinschaft Donauländer (AT/BG/DE/HR/HU/MD/RO/SK/SRB/UA)
- 14 Carpathian Euroregion (HU/PL/RO/SK/UA)
- 15 Euroregion Black Sea (AM/AZ/BG/GE/GR/MD/RO/RU/TR/UA)

注：国名表示方式は表 XII-3 と同じ。東南ヨーロッパ諸国についての略号は以下のとおり。

AL：アルバニア，AM：アルメニア，AZ：アゼルバイジャン，BA：ボスニア・ヘルツェゴビナ，  
BG：ブルガリア，GE：ジョージア，GR：ギリシャ，HR：クロアチア，HU：ハンガリー，MD：  
マケドニア，MTN：モンテネグロ，RO：ルーマニア，RU：ロシア，SI：スロベニア，SK：スロバ  
キア，SRB：セルビア，TR：トルコ，UA：ウクライナ。

出所：表 XII-3 に同じ。

CE は *AGEG* 成立の翌年、1972 年に第一回「国境地域大会」*Kongress der Grenzregionen* をストラズブルで開催した。これは 1975 年（インスブルク [A]）、1984 年（ボルケン *Borken* [D]）、1989 年（サラゴサ *Zaragoza* [E]）、1991 年（ロバニエミ *Rovaniemi* [SF]）、1998 年（ティミショアラ *Timisoara* [RO]）、2005 年（ルツク *Lutsk* [UA]）と回を重ね、*AGEG* はつねにこれの最も重要な協力者であった。*AGEG* は CE の「ヨーロッパ空間計画相会議」および境界専門家委員会の設置にかかわり、前述の 1981 年に閣僚評議会にて採択された「枠組協定」の作成にも協力している<sup>83)</sup>。

1980 年代後半に EC が地域政策を積極的に展開するようになるまで、CE の「枠組協定」がエウレギオ活動の正当性の根拠となったことは疑いをいれない。1970 年代末の時点で EC 加盟国は 9 カ国、EFTA 加盟国は 6 カ国（準加盟のフィンランドを除く）であり、それぞれ部分統合の域を出るものでなかった。他方、CE の原加盟国は 10 カ国にのぼり、1970 年代末には加盟国が 21 カ国に増えていた。当時、CE は西ヨーロッパを最も広く代表する機構だったのである。*AGEG* はまずこの CE に積極的に協力することで、国境地域の諸問題を西ヨーロッパ共通の問題として認知させる努力を傾注したと言える。

1981 年 *AGEG* は「*AGEG* の国境地域および国境を挟む地域のヨーロッパ憲章」を制定した。つづいて 1985 年「ヨーロッパ地域評議会」(*Council of European Regions; Rat der Regionen Europas*, 後の「ヨーロッパ地域集会」*Assembly of European Regions [AER]; Versammlung der Regionen Europas [VRE]*) の創立会員となり、*AGEG* とならび EC の地域政策を支えた *AER* の発展にも寄与した<sup>84)</sup>。

### (iii) *AGEG* と EC/EU

*AGEG* と EC との関係は、1973 年のヨーロッパ議会の「地域委員会」との接触から始まった。1974 年には当委員会の代表が *EUREGIO* を訪問し、その報告のなかで国境を挟む協力のための制度設計の提案をおこなっている。しかし、これの実現は前出の *EGTC* にかかる

2006 年の「規則」の制定まで待たなければならなかった。これは、AGEG がヨーロッパ委員会に提出した 2003/04 年の研究成果「EU の地域団体間の公法にもとづくヨーロッパ横断的協力を容易ならしめるための EU の法的手段の導入」を下敷きにしており、これの制定にあたっては AGEG は EU の CoR と協力して大きな役割をはたしたという<sup>85)</sup>。

AGEG が EC との協力を本格化したのは、1987 年発効の単一ヨーロッパ議定書により EC が地域政策を積極的に展開するようになった事態を迎えてのことである。1987 年に EUREGIO 内に AGEG 事務局が設けられ、EUREGIO 事務局長 Jens Gabbe が AGEG 事務局長をも兼ねることになった。1997 年発効のアムステルダム条約で構造基金が第 159～第 162 条で条文を別けて明記されたことを受け（マーストリヒト条約では第 130 条 b～e 項として一括併記）、1998 年ガベは AGEG 専任の事務総長となった<sup>86)</sup>。かくて、AGEG は制度的にも組織的にも、自立機関としての体裁を整えたのである。ガベはつとに EC による国境地域支援計画にかかる政策構想を練りはじめており、その具体案作成についてヨーロッパ委員会と議論を重ねていた。1981 年、AGEG は 1970 年代すでに EC からの補助金を受けていたドイツ・ネーデルラント国境地域における総合計画立案の経験にもとづく、「国境を挟む開発観念と総合計画の体系」*Systematik für grenzübergreifende Entwicklungskonzepte und Programme* を作成した。これがヨーロッパ委員会から高く評価され、また、INTERREG 策定以前のドイツ・ネーデルラント国境におけるエウレギオの最初の行動計画の基礎となったのである<sup>87)</sup>。

1990 年代に入り共同体主導政策として発動されるようになった INTERREG 第一期 (1990～1995) は、国境を挟む協力だけが対象となり、隔地間・広域協力は、すこし遅れて 1990 年代半に始まった。総合計画の立案の原則や基準はもっぱら EUREGIO / AGEG の実践経験にもとづいていた<sup>88)</sup>。

ガベの提唱により設置された「国境地域のためのヨーロッパセンター／観測所」(後の LACE-Observatorium für grenzübergreifende Zusammenarbeit) は、1990～2001 年 EC 補助金を受けて試行的諸企画を実施した。2001 年以降は任務の範囲を縮小した INTERACT がこれを継いでいる<sup>89)</sup>。さらにまた、AGEG は 1999 年 EU の「ヨーロッパ空間開発構想—EU の空間的に均衡がとれかつ持続的な発展に向かって」*European Spatial Development Perspective — Towards Balanced and Sustainable Development of the Territory of the European Union* (ESDP) 立案にも参加した<sup>90)</sup>。1997 年ネーデルラントのノールトウェイク Noordwijk で開かれた閣僚理事会でこの草案が提示され、1999 年ポツダムで開かれた空間計画相理事会で非公式に採択された。ESDP で提起された政策目的と手段は、新たにスウェーデン、フィンランド、オーストリアをくわえた 15 加盟国の空間構造の開発に向けられたもので、開発過程における三水準 (EC 水準、広域・一国水準、〈地域〉・地区水準) での統合的空間協力を勧告した。広域・一国水準はとりわけ INTERREG IIIB 計画により推

進されるべきとされ、これは前述のように、一般的空間開発における協力、洪水災害の減殺、早魃の予防の3分野に分かれた。空間計画の協力の場として7広域が挙げられた。すなわち、北海部、バルト海部、大西洋部、西南ヨーロッパ、地中海西部とアルプス南部、アドリア・ドーナウ・中・東南ヨーロッパ (CADSES)、西北ヨーロッパ中核都市圏、である。これらの事業はすべて国境を挟む協力をも同時に促進することが期待されていた<sup>91)</sup>。

#### (iv) AGEG と他の地域団体

1971年にAGEGが成立したとき、類似団体として「ヨーロッパ地区評議会」*Council of European Municipalities* (CEM)があっただけである。1973年に「辺境海岸地域会議」*Conference of Peripheral Maritime Regions* (CPMR)ができた。1980年にAGEG, CPMR, ARGE ALP (Arbeitsgemeinschaft Alpenländer, 1972年成立), *Alpen-Adria*, COTRAOの5団体がヨーロッパの地域利益をたばねる「地域組織連絡機関」*Bureau de Liaison des Organisations Régionales* (BLORE)を結成して、1981年6月にストラズブルで第一回の理事会が開かれた。1984年ボルケンで開かれたAGEGの第三回会議の折に、CEMの後身である「ヨーロッパ地区・〈地域〉評議会」*Council of European Municipalities and Regions* (CEMR)との協力が討議された結果、1985年6月「ヨーロッパ地域評議会」*Council of European Regions*の第一回会議の開催になった。これが今日の「ヨーロッパ地域総会」*Assembly of European Regions* (AER)となり、AGEGとCPMRはこれのオブザーバーである。

この間、1983年5月にヨーロッパ委員会の地域政策総局内に諮問委員会として「地域利益委員会」が設置され、1984年1月にヨーロッパ議会が初めて「地域会議」を開いた。1985年1月に「地域利益委員会」が改組され、AGEG, CEMR, CPMRが同格でこれに参加することになり、これが「〈地域〉委員会」*CoR*の先駆けとなったのである。他方で、役割をおえたBLOREは1983/84年に解散した。2007年現在、AGEG, CPMR, CEMR, *Euro-cities*, AER, REGLEG (regions with legislative competence)が全ヨーロッパ地域利益団体として併存しており、いずれも*CoR*の構成員でないものの、共同で各国政府やEC/EU機関に働きかけをおこなっている。このうち、目的がかさなるAGEGとCPMRは、前者が国境を挟む協力の、後者は隔地間・広域協力の重点をおいて相互差別化を図り、対象地域が重なる海岸部国境地域では、相互に活動の力点を異ならせて競合を避けている<sup>92)</sup>。

このように、AGEGは国境地域・国境を挟む地域を組織しただけでなく、ヨーロッパ規模の諸地域団体と協力して、各国政府やヨーロッパ機関に対する活潑なロビー活動を続けてきた。自発的な国境を挟む地域間協力は、国境機能を大幅に縮小する可能性を、したがって当該国(邦)の統治権を縮小する可能性を、すくなくとも理論的に秘めている。それゆえ、これが各当該事国(邦)政府の厳しい監視のもとに置かれる可能性をはらんでいることは否

みがたい。EUREGIO も AGEG もこれを十分に認識しており、いたずらに政府の警戒心をかきたてないよう細心の注意を払ってきたようである。これは、「市民、地区、〈地域〉が国境を挟んで共同で諸問題の解決を図ろうとする動きは、国境を動かしたり、国の主権を奪う意図を秘めたものではない<sup>93)</sup>」、「エウレギオはけっして新しい行政水準を意味するのではなく、あらゆる国境を挟む課題と接触の解決のための国境を挟む回転盤、モーターとして機能する。・・・エウレギオは他機関の権限を引きうけるものでもなければ、国に対立するものでもけっしてない<sup>94)</sup>」（これは EUREGIO の所信表明と同じ文言である）、「国境を挟む統合は国家主権を尊重するかぎりで見られる<sup>95)</sup>」と、繰り返して強調していることから窺われる。しかし、この自己正当化は、モーゼルの放ったことば、「国境は歴史の傷痕」*Grenzen sind Narben der Geschichte* とはたして整合するのだろうか。これは国境の存在自体を否定することばであり、したがって、国境地域に対する国の統治権そのものの否定を含意するからである。「国境を挟む協力によって国境の質が変わってきている。これはもはや「分離の場所」ではなく、「出会いの空間」なのだ<sup>96)</sup>」という一見、肯定的な現状認識も、この矛盾を解消できないままの言い換えにすぎないように思われる。

## (5) エウレギオの諸類型

### (i) エウレギオの地域的課題

国境地域は位置の共通性から生まれる共通の問題に直面する一方で、それぞれ固有の地域性をかかえており、これを無視して国境地域一般を論じることは現実的でない。そこで、国境地域を類型に分けることが必須となる。AGEG はかかる観点から、国境地域の課題の類型化をこころみている。その準備作業として、EU 内部の国境地域を広域圏に大きく分けて、それぞれの共通課題を検討する。本稿の対象となるエウレギオが属する EU 中央部・西北部の国境地域（フランス／ドイツ、フランス／ルクセンブルク／ドイツ、ベルギー／ドイツ、ベルギー／ネーデルラント、ネーデルラント／ドイツ、フランス／ベルギー／イングランド）および EU 北部（スウェーデン／デンマーク／北ドイツ、北ネーデルラント／〔北〕ドイツ）について、それぞれ以下の優先目的が挙げられている。

まず前者について、

1. 中小企業間の国境を挟む協力の改善
2. 長期にわたる単一産業構造と潜在的高失業率の弊を除くため、新しい雇用創出を旨とする国境を挟む職業訓練と地元労働者の能力開発の改善
3. 研究と技術革新の分野における大学間の協力
4. 国境を挟む戦略構想の開発（農業マーケティング、物流、廃棄物再利用、観光等）
5. 農業、観光、空間秩序の重要性を考慮した環境分野における国境を挟む協力の改善
6. 日常的国境問題の解決

7. 社会的分野における協力の強化（保健制度やサービス施設・行政間等の協力）
8. 国境地域における国家間・ヨーロッパ交通軸上の途絶区間の接続

以上8項目である。後者については、

1. 経済・技術分野における国境を挟む協力
2. 環境に留意しながら農村地区とワデン海の共同開発
3. 社会的分野における協力の強化
4. 適切な労働市場政策措置の開発
5. (広域的ヨーロッパ交通軸等の) 交通網に残る途絶区間の適切な除去
6. 大学間の協力

以上6項目である<sup>97)</sup>。両者の課題は大幅にかさなるが、前者について、産業構造転換をとりわけ中小企業間の国境を挟む協力を梃子として図ることの必要性を指摘していることが、総じて農・水産業地域である後者との違いであろう。これは、各エウレギオ分析の際にすでに観察されたことである。

#### (ii) エウレギオの諸類型

次いで、AGEGはエウレギオの「国境を挟む統合度」を基準とする類型設定をおこなっている<sup>98)</sup>。ここで類型設定の基準として、まず①社会・文化的小および経済的結束と、②国境を挟む協力の強度、この二つが挙げられる。①はさらに社会・文化的結束、経済的結束、国境の様式という下位基準に三分される。②は国境を挟む協力の制度化の程度と協力組織の法的権限、国境を挟む協力参加者群の広がり、国境を挟む活動の範囲、EU主導事業実施・管理への国境を挟む組織の関与という下位基準に四分される。合わせて七つの下位基準にそれぞれ、高位 *hoch*、中位 *mittel*、低位 *gering* の三段階評価をおこなったうえで、総合評価により5類型を設定する。第一類型「統合の先行地域」*Vorreiter der Integration* は①、②とも高位、第二類型「先行地域に続く地域」*Gebiete, die sich zu Vorbereitern der Integration entwickeln* は①か②が高位および①か②が中位の地域である。この基準設定にしたがい、ドイツ・ネーデルラント国境地域の4エウレギオが表XII-5のように類別される。これはアンケート結果にもとづいたものなので、*ermn*が欠けているのはこれが無回答だったからであろう。4エウレギオの回答は、類型設定基準にかかるそれぞれの自己認識をしめすもので、これは各エウレギオの経済空間上の位置づけを考察するうえで貴重な鍵となりうる。そこで以下、これを立ちいって検討する。

検討にあたりとりわけ重要なのは、①の三つの下位基準である。まず、「社会・文化的結束」は以下のように定義される。「これは共通の地域意識または共属感情がどの程度存在するかにより規定される。国境の両側が歴史的、文化的、言語的に同根であれば、これが高度となる。他方で、政治的・軍事的対立の共同記憶がなく、EUからの補助がなくとも自発的



表 XII-5 エウレギオの諸類型

	結束度と国境条件			国境を挟む協力の水準			
	歴史・文化・ 言語の同質性	経済関係・ 労働市場	国境通過 の容易性	制度化と 法的権限	参加者群 の多様性	活動範囲	EC/EU 政 策への関与
第一類型 統合の先行地域							
<i>EUREGIO</i>	中位	高位	高位	高位	中位	高位	高位
<i>ERW</i>	中位	高位	高位	高位	高位	高位	高位
第二類型 先行地域に続く地域							
<i>EMR</i>	中位	中位	高位	高位	高位	高位	高位
<i>EDR</i>	中位	中位	高位	高位	高位	高位	高位

出所：AGEG (2008), 96-99 ページ。

に国境を挟む相互協力を持続するだけの政治的条件があるときも高度となる。」

次いで「経済的結束」の定義はこうである。「これは国境地域間の国境を挟む経済的接触の強度および質ならびに国境を挟む労働市場の規模に左右される。長年にわたる相互の商取引関係と国境を挟む経済活動、国境を挟む地域間の機能的補完を旨とする共同の開発過程にも規定される。後者は、国境を挟む通勤行動を生む発展した国境を挟む労働市場によっていっそう強化される。これはまた個人間の日常的接触の重要な部分をなし、異文化間の学習と理解を深めることになろう。逆に、国境の両側地域が背を向けあったまま経済発展を進めれば、補完関係でなく競争関係がもたらされることになろう。」

第三に、国境の様相 *Art* には、「とりわけその開放性もしくは通りやすさ、また国境地域・国境を挟む地域が達しうる社会・文化的、経済的結束の程度が決定的影響をおよぼす。物理的障壁がなく、通信・交通基盤が十分に発展しており、国境検査が廃止されれば、国境は通りやすくなる。逆に、山岳や海洋のような地理的障壁、国境を挟む交通路の不備、さらに行政当局による意図的に創りだされる「国境障壁」により、国境を通る困難が増す。」

この三つの下位基準のうち、「文化的・社会的結束」は、エウレギオ活動における経済外的初期条件である。「経済的結束」は、国境を挟む協力における経済的初期条件である。国境の様相は、ドイツ・ネーデルラント間に自然的障壁がないため、事実上、制度上および交通上の障壁が問題となり、これは「社会・文化的結束」と「経済的結束」の二つの与件から導きだされる二次的条件である。したがって、この両者が本源的初期条件である。それでは、両者のずれはなにを意味するのか。

第一類型に属する *EUREGIO* と *ERW* は、「社会・文化的結束」が中位であるにも拘わらず、「経済的結束」が高位である。「国境の様相」が高位なのは、中位の前者よりも高位の後者により強く規定されているためと解せられる。ドイツによる過酷なネーデルラント占領時代の国民的記憶がまだ完全に消えていないことを考えれば、「社会・文化的結束」が高位

でなくとも不思議でない。むしろ、もはや低位でないことが驚くべきことである。それにも拘わらず、「経済的結束」が高位であると認識されていることは、両エウレギオともそれぞれ一つの歴史的経済空間、すなわち原経済圏に属していることを窺わせるものではないのか。

第二類型に属する *ERM* と *EDR* は、「社会・文化的結束」が中位であるばかりでなく、「経済的結束」も中位である。それにも拘わらず、両基準に規定されるはずの「国境の様相」が高位なのは、両基準自体も高位になる可能性を秘めていることをしめす。*ERM* については三言語国境にまたがるという文化史的関係の固有な複雑性が、*EDR* については臨海部の農村地域という地理的特性が、それぞれ「経済的結束」の強度を中位にとどまらせていると考えられる。

注

- 1) AGEG (Hrsg.), *Praktisches Handbuch zur grenzübergreifenden Zusammenarbeit*, 3. Aufl. 2000, C10 ページ。ヨーロッパ委員会と協力して AGEG (後出) が編集した本書は、資料的価値を具えている。本書を提供して下さった AGEG 事務総長 (当時) Jens Gabbe 氏のご厚意に記してお礼を申しあげる。2000 年 9 月に CEMAT (後出) による「ヨーロッパ大陸における持続的空間開発のための指針」*Leitlinien für eine nachhaltige räumliche Entwicklung auf dem europäischen Kontinent* がさらに加わった。
- 2) CE, *50 years of local democracy in Europe*, 2007, 14, 22, 34 ページ。Congress 創設 50 周年を記念して出版された本書は、なぜか扉・奥附と表紙の書名が異なり、後者では *50 years of local and regional democracy* となっている。
- 3) AGEG (Hrsg.), *Zusammenarbeit Europäischer Grenzregionen: Bilanz und Perspektiven*, Baden-Baden 2008, 42, 45 ページ。マドリド協定の表記は、英語で *European Outline Convention on Transfrontier Co-operation between Territorial Communities or Authorities*、フランス語で *Convention-cadre européenne sur la Coopération Transfrontalière des Collectivités ou Autorités Territoriales*、ドイツ語で *Europäisches Rahmenübereinkommen über die grenzüberschreitende Zusammenarbeit zwischen Gebietskörperschaften* である。同書、114 ページ。*Praktisches Handbuch* ではドイツ語表記が *zwischen territorialen Gebietskörperschaften oder Behörden* と異なっている。また、後者 B15 ページによると、マドリド協定第 2 条は、*territoriale Gemeinschaften und Behörden* を、〈地域〉・地区として機能する *Gemeinschaften / Behörden* または *Körperschaften* と定義しているという。ドイツ語では *Territorialstaat* という歴史用語に引きずられて *Territorium* が地域よりも国に結びつきやすいために、*territorial* という語の使用をできるだけ避けて *Gebiet* で代用させるということであろうか。*Praktisches Handbuch*, A32, B15-18 ページ。
- 4) *Praktisches Handbuch*, A32, C6 ページ。*planning* (計画), *aménagement* (整備), *Ordnung* (秩序) は基本語意が共通しているものの、含意は微妙に異なる。ここでは英語の語意に合わせた「計画」の訳語を使うことにする。
- 5) AGEG, 前掲書 (2008), 44 ページ; *Praktisches Handbuch*, A33 ページ。
- 6) *Praktisches Handbuch*, B18-20 ページ。

- 7) Vertrag über die Arbeitsweise der Europäischen Union, in: Beck-Texte im dtv, *Europa-Recht*, 25. Aufl. 2013
- 8) Weise, Christian, *Strukturfondstranfers in einer zukunftsfähigen EU: Konzentration, Subsidiarität und Kopplung an die nationale Wirtschaftspolitik*, Baden-Baden, 2002, 115 ページ。
- 9) Evnas, Andrew, *EU Regional Policy*, 2005
- 10) 同上書, 1, 10 ページ。
- 11) Bollen, Frank・Hartwig, Ines・Nicolaidis, Phedon, *EU Structural Funds beyond Agenda 2000: Reform and Implications for Current and Future Member States*, Maastricht, 2000, 13 ページ。Weise は ERDF が EC 予算の 2.5%, EAGGF の指導部門が 2.5%, ESF が 5%, 合わせて 10% を占めたという。Weise, 前掲書, 15 ページ。
- 12) Weise, 前掲書, 14-15 ページ; *Praktisches Handbuch*, C5 ページ。
- 13) Evans, 前掲書, 12 ページ。地域開発を目的とする何らかの基金創設によって「補償」をおこなうことを, イギリスが強く要求したためという。Bollen 他, 前掲書, 14 ページ。
- 14) Evans, 前掲書, 28 ページ。
- 15) 同上書, 29-30 ページ。
- 16) Bollen 他, 前掲書, 15 ページ。
- 17) Evans, 前掲書, 30 ページ。
- 18) 同上書, 35-36 ページ。
- 19) 同上書, 38-39 ページ。
- 20) Weise, 前掲書, 17 ページ。
- 21) Evans, 前掲書, 43-44 ページ。
- 22) Bollen 他, 前掲書, 17 ページ。
- 23) Evans, 前掲書, 46 ページ。
- 24) 同上書, 43, 48 ページ。
- 25) 同上書, 49-50 ページ。
- 26) 同上書, 43 ページ。Bollen 他, 前掲書, 18 ページでは, 目的 2 は EC 人口の 16% に適用され, 予算の 9.7% が割当てられたとしている。
- 27) Evans, 前掲書, 43-44 ページ。
- 28) 同上書, 49-50 ページ。
- 29) Bollen 他, 前掲書, 18 ページ。
- 30) Evans, 前掲書, 52-53 ページ。
- 31) 同上書, 56, 72 ページ; Bollen 他, 前掲書, 18 ページ; Auel, Katrin, *Regionalisiertes Europa — Demokratisches Europa? Eine Untersuchung am Beispiel der europäischen Strukturpolitik*, Baden-Baden, 2003, 69 ページ。
- 32) Evans, 前掲書, 62-64 ページ; Bollen 他, 前掲書, 19 ページ。
- 33) Auel, 前掲書, 20 ページ。
- 34) Bollen 他, 前掲書, 18 ページ。
- 35) 同上書, 75 ページ。
- 36) Evans, 前掲書, 54-56 ページ。
- 37) Weise, 前掲書, 84 ページ。

「地域のヨーロッパ」の再検討 (14)

- 38) Bollen 他, 前掲書, 19 ページ。
- 39) Evans, 前掲書, 63 ページ。
- 40) Bollen 他, 22, 24 ページ。
- 41) Weise, 前掲書, 21 ページ。
- 42) 同上書, 17 ページ。
- 43) 同上書, 56 ページ。
- 44) Evans, 前掲書, 221-223 ページ; Weise, 前掲書, 56 ページ; Auel, 前掲書, 68 ページ。  
Auel は小委員会設置を 1993 年としている。
- 45) Evans, 前掲書, 64 ページ。
- 46) 同上書, 2 ページ。
- 47) 同上書, 3 ページ。
- 48) 同上書, 64 ページ。総じて EU 人口の約 21.9% が目的 1 地域の適用範囲となった。Bollen 他,  
前掲書, 34 ページ。
- 49) Evans, 前掲書, 65-67 ページ。
- 50) Weise, 前掲書, 106 ページ。
- 51) Bollen 他, 前掲書, 35, 61-62 ページ。
- 52) Evans, 前掲書, 97 ページ。
- 53) 同上書, 100-104 ページ。
- 54) 同上書, 107-108 ページ。
- 55) Auel, 前掲書, 65 ページ。
- 56) Evans, 前掲書, 131, 135 ページ。
- 57) 前掲 *Europa-Recht*
- 58) Evans, 前掲書, 77-78 ページ。
- 59) 同上書, 249-252 ページ。
- 60) 同上書, 196 ページ。
- 61) 同上書, 179-180 ページ。
- 62) Weise, 前掲書, 188, 191 ページ。
- 63) 同上書, 106, 109 ページ。
- 64) 同上書, 51, 53 ページ。
- 65) Auel, 前掲書, 169 ページ。
- 66) Weise, 前掲書, 58-59 ページ。
- 67) Evans, 前掲書, 21 ページ。
- 68) 同上書, 21-22 ページ。
- 69) 同上書, 29-30, 35-36 ページ。
- 70) 同上書, 58-62 ページ。
- 71) *Praktisches Handbuch*, A14, C10 ページ。
- 72) Bollen 他, 前掲書, 50 ページ。
- 73) Evans, 前掲書, 74-75 ページ。
- 74) Weise, 前掲書, 107 ページ。
- 75) 同上書, 56 ページ。

- 76) AGEG, 前掲書 (2008), 72-73 ページ。
- 77) *Praktisches Handbuch*, A37-41 ページ。
- 78) AGEG, 前掲書 (2008), 72-77 ページ。
- 79) 同上書, 89 ページ。
- 80) 同上書, 84-88 ページ。
- 81) 当協会の名称はドイツ語で *Arbeitsgemeinschaft Europäischer Grenzregionen* (AGEG), 英語で *Association of European Border Regions* (AEBR), フランス語で *Association des régions frontalières européennes* (ARFE), ネーデルラント語で *Werkegemeenschap van Europese grensgebieden* (WVEG) である。当協会は *EUREGIO* と不可分の関係にあり, 拠点をグローナオに置くので, 本稿ではドイツ語表記で *AGEG* と略記する。ちなみに *cross-border*, *transfrontalière* に相当するドイツ語として, 本書でも *grenzübergreifend* と *grenzüberschreitend* の両語が使われている。本書の用語例は前者が圧倒的に多いが, たとえば *Zusammenarbeit* にかかる語には両語が使われている。ただし, *Region* には 1ヶ所の例外 (23 ページ) を除き (これは誤記とみてよかろう) すべて *grenzübergreifend* が使われているので, どうやら, 両語は混用されているものの, *Region* だけには *grenzüberschreitend* の使用を意識的に避けているようである。ともあれ, 本稿でもこれまでどおり前者を「国境を挟む」, 後者を「国境を越える」と訳しわけておく。
- 82) AGEG, 前掲書 (2008), 23-25 ページ。
- 83) 同上書, 19, 28-29 ページ。
- 84) 同上書, 19 ページ。
- 85) 同上書, 30, 34 ページ。
- 86) 同上書, 16 ページ。アムステルダム条約の条文は, EG-Vertrag, in: Nomos Verlagsgesellschaft, *Europarecht, Textausgabe*, Baden-Baden, 11. Aufl. 1999, を参照。
- 87) AGEG, 前掲書 (2008), 30-31 ページ。
- 88) 同上書, 32 ページ。*Praktisches Handbuch* では第一期が 1990~1993 年となっている。
- 89) 同上書, 32, 72 ページ。
- 90) 同上書, 21 ページ。ドイツ語表記では, *Europäisches Raumentwicklungskonzept auf dem Wege zu einer räumlich ausgewogenen und nachhaltigen Entwicklung der Europäischen Union* (EUREK)。
- 91) *Praktisches Handbuch*, C7-9 ページ。
- 92) AGEG, 前掲書 (2008), 36-38 ページ。
- 93) 同上書, 15 ページ。
- 94) 同上書, 66 ページ。
- 95) 同上書, 111 ページ。
- 96) 同上書, 88 ページ。
- 97) 同上書, 53-54 ページ。*Praktisches Handbuch* では, 中央・西北部について 3. の大学間協力が, 北部について 3. の社会的分野の協力と 6. の大学間協力が欠けている。この間に, 国境を挟む協力における大学間協力の戦略的意義が認識されるようになったことが窺われる。*Praktisches Handbuch*, A20-21 ページ。
- 98) AGEG, 前掲書 (2008), 93-99 ページ; *Praktisches Handbuch*, A16-20 ページ。